庚寅日誌

特別
14
1919
523

38- 9309

以下
4丁
白紙

176788

五日　晴

本出北浦原郡越谷の友人小林忠三等同村、越谷駅宿まで送る為めに没頭して本日今日迄の間あれば朝まく起きて出立する旨意きもの如久しく金子為める駅下四方を奔走し為る小倉領と助氏七四郎の高山敷く出来さへき二元なれば山田一兄を六体苦を伝頼し来る四山本の方を御ておを先ず金を上る、数日し快晴なれて金上書をけんどそれは仮の所謂る空の〇なれて六ヶ氏年賦なる書し車上橋角迄送を後み是庵もせなる内越谷駅迄送り手伝元てなる長西寺なるもの、越谷駅宿まで送るもの

小林等と同伴して高崎に赴き、教育の要務
等の名を借りて摂津地方に出張するものと推
察せられ、同氏の父は本年八十余歳と云ふ
大隅邦氏等と合々一席を演じたる
物語、余は不得意なりつゝ農業改良論を演
心安かうず大脱ありと云ふ所なりて物語りの
無知なるを嘆きたるなり今日なりしの九月七日意
外に某会なりしに法華小林等と同伴
を為し七二軍酒盛り酒を列りて
訪ひ新年を祝せる主人相変らずの歓待
数きて遂に夜まで時勢の移り
寝る能く

六日　晴

朝食後馬車にて真壁氏を訪し車より下りて天
王村を通り宗家を訪ひて新正を賀し何時
も変らず客室を通ひ旭日老松の金屏風
床間の神仏を拝し武内家福寿一軸を掛け
てあり此の情景余の家と殆んど一致きたるも
なり破壁の際宗家の有る所に見せられ
たる義数年前の遺品の男氏あり転た懐
舊の情を耐へず静月老人は昨年より病
の為めに未だ会家にて面会を為さず
去て接客杯酒の間国会の法を論り
なるを以て輝会と貴族院議員とのもの

意あるを知るを以て叩き且つ此の勧誘成る
ハ日本中百方の名士こゝに市を成すかりても
大名士会と為すべき事なれば意を決して撰
挙を広ゆるべき旨を勧先主人七助々意の
決するものあるが如く遂に意を表し金子
衆議院議員の候補者なれ、旨を勧む余
又之れを読む、本日ハ三浦宗喜と共に日曜
会事附金の勧誘をなす元の同人
来らざるまゝ日暮れ夕陽西に傾く
面白き者なるを知るのみ緑亭
に飲む三浦宗喜西村銭等又来る会
を商飲深更に迄もて散を余ハ酔倒

北海道を
七日　小雨
満目風月折芙蓉と題する一面の屏額ハ
余の血気を動かす第一流此家を連し
て楼女を脇書いて無比なるこゝ屏額ハ
しめく掛けて世界を驚
迷図の花の芳を折る人とゝ懐
の情を耐えず庭酔を醒
詩を書き西洋紙を書き
の意を決し西村を送金
方法ハ如何と尋ねる金子ハ
てあるを入うと弘を試みる迄

書院の天井の高さ低く困難する事を歎
きたれども行く所、仮に十畳敷
に清せべ様々の支障ありて起ん気なるべ
き中なれども先げんとすと家
事のみ其間を先げ行事を教へて夜の
明るを待つ

日　雨

夜明るを待て起きてそんく旅装を整へ
十時半過ぎ汽車に乗る程を隔てて出発第一
番の迎船を知らんかのみの第二
大湾行き遠路の風雨を冒して
のみのみ手三山一えし信地を周旋

ちんのみのみ中四五人及ひ三山見るのみ信
を大人及ひ三山の改革と童子四人ちんのみ
滅ちんのみのみ接拶まんく共色
八幡宮のちんも何れも賑ふ
如中し大事を宴を二三を事能も
ぬべきを島れ目的先々見のりとも
このそう藤中を孤独梅麓を
しや事式を陰ち
所の日碑載世の場事をかりもの治
そう熱田を言ひ遠人急の角京世の道
なる櫻麓し伐酒小世人の接きるのみく

極めて精細に描きもしたるにはあらぬ
なれども詳らかにて実になるべく稍く体裁を完
中るべき趣向の家世の方術を示くる一途に偏
したる所以なるらん歟是のしまらぬ苦
なるらん大阪津より上陸して車を雇ひて寺
町なる蒲田屋より旅宿を計らひも思慮
宿への途遊辺を言ふ由なる新しく合を被も逆
旅人又おのの少憩しく偶しかる合を先く
菓佐野に赴くの途に立ちらん四里車を
駿せて出て見るに鮮やかに搦きぬ当五町程
て車を雇らへ搦ゆくてもらふべきもなり
小形ゆくもきべき事状苦を現はしたる為留

きあれバ余途も定まらず思ひ止まりて番目
主人に橋内番の帰るを此地にある人を招きて
聞して探くに小橋町なる玉井氏方に居れ其を訪
治しく出し道程を記し度の案内に付しれ
訪ぬる大家を余は先づ見らんと大きに完合
語るべき旅程も余ここを辞しおさ先
付て去る夜上野坂にて落ちしたるもの台
を話し去りぬるも面を見めて拙函を
主定せ山の方向見るに宮もし上るもしを
け且つ見んと上るもの便を要する書をおもて
事を被も
なる　頓首　御留

おかくらが家の法にそむりしかば罷さして
ちゆまるゝひ漸めくも甚しぬるも
あいてふ高あれども風しあらゝまさるゝ
これも本心も思ふおこと武蔵て読之ぬ様
ばおそ怪にもなりなりしぞ宝
てゆる天気をへりぬる安山田まで
てふりしる金て殷く差元まで参りし
山田にたまらく生丹ぬる向り瀬し
ちり、津上傳蔵に耐えさるまゝて昨
日の陸難にて紗や華族を陳みて
たる、四号ぺしじまゝるに説を退
居宗務く辞とえいふなる法達し

たゞく福地田俊橋もえかしてゑる一の
らび瀬町ろそ新橋の蘇を坂塩谷を保ふ
遥に酒ひがこれもなるく行くなりき会の同
行を清ふ会に若き婦人を植のたる心共
しけれど寄まる曲なく談して散に
のり吉沢津松葉館に投せ此館の主人
小政女同所にて宿らひて拗女は政道を嘆
を喚び久敷書の此度を謝絶せらるとて
前なき人物なるも夕の生地高田の藩
きらぬ身にて花らさりしが始めを経
て帰り来り中けば本日の高田まで
政女同所へ宿屋の噂の宿をみきかぬ

近頃自由童と方言も所中を分て
さる熱室苦もも大いなる心配始る由
を物語まんからず多言田舎一落せやり
〜と歩揚ともも急く旅すれ八書
状ろを用を前さるる決しなり里海
以今る名刺を通ひを申を過ひ
無的のない八すり弱弱渡更に及んでる
十日　晴
宿舎は酒めさるる農事の時分ならず
とて呼び記さんを〜〜敬来て下等
海軍事を兼り辺めり中旅宿弱
ものすく路業辺りる外を罪名計すし

中等以上の流三等ものきしも旅宿しかるきこの外
なるべく一例年ものるに此の家の所に長尺
餅を度ぶべきるを今年は未だ陸軍ものく
高田岡山河の如き僅かの三寸餘の言を見
るの文長野より軽井沢に八中等流三等
を分けなべるの乗り込み事中に旅
る位もイーンスパオルスのマンチエスター、しべ
ルを流むに分かり軽井澤の間八倍余指
を成ものの寒気無と感じ晴と
なるの餅り寒気を感じ通りを経
井澤より八例の鐵道馬車で宿屋を憲
ものまて南門に帰八と共に一車を買切て

行く行飯馬業、唯積もる小時天なる
奥羽強なる雲〳〵懸るふ快を云ふ樓
川を渡り〳〵て西の方に向へ
ゆく更に清水寺の丘八分寺
の入り日本橋已に櫻田の西の方
の投宿を北家旅館に歌(?)の人々先年
一回止宿せる縁故あり其元を宿泊し其
夜投身ニの旅館あるなりて熟
睡くの感の家あるなれど其高を住しなる
と夜書を山田一郎宛書次に上野書
為に芋を投を
十一日　晴

寺崎至、長川太二、富山虎三郎を芝口麻
屋を訪ひ上京の理由を告げ且つ縣知事更
迭の事等を話し辞して波多野を毎日新
聞社を訪ひ此回講師及農学士招聘の事
を話し時事を談論し頃刻にして去る富田
を淺草新町花を訪ふ是れ社会の面白
更に真浦が森井村上遠田等を歩む社
を訪ふ是れ、聞山大帰龍岡町を訪ふ病
氣保養の為め相模の小坪新宿の赴きなる
よりて中川銳太郎の父母宅を尋ねおのく然
て病状等を問ひ双親を元園町に問ふ
森宮業儀、和泉文三園楽の入り歓談夜

[illegible]ハ[illegible]高[illegible]ル竹村良[illegible]寺[illegible]芳川
塩[illegible]大[illegible]ハ林典三左衛門[illegible]刈羽郡の人〻等
来訪セラル[illegible]

十二日　晴

家大人来訪弟の一条を協議セラル小林典三左
衛門富山庫三郎等連て来訪頃刻
[illegible]セラル前島逓信次官を当羽ル訪
ハ恐ラク外出の際ナリケンカ[illegible]ル再ビ[illegible]
訪問セラレ[illegible]ル[illegible]更ラス早稲田の大隈
伯青野の庵を訪ハ[illegible]言前左脚ハ腫物
を生シ切開[illegible]
来客ル接セラル[illegible]家良出[illegible]

接セラル修行改正当時の事を談し且つ新潟
縣の政況を報して去る真田早苗見を矢
来町を訪ハ[illegible]氏外ル[illegible]て居ハ[illegible]人
及び夫人出て接し置酒歓待セラル此ル
政治談セラル[illegible]ハ専ラ美術上の議論
をなし二時ニ[illegible]て更ラス佐藤
伊三郎を牛込揖方町ニ訪ハ同人ハ去[illegible]
妻ハ接[illegible]逝去の為ニ[illegible]
事ラ高等学校ル人ル[illegible]備をなし居
内ニ[illegible]午後四時富士見町富士見[illegible]
ル美し来タハ偶〻時流俗[illegible]の新[illegible]
会を[illegible]の催[illegible]

[illegible]の姉婿[illegible]と考ひ出[illegible]
[illegible]田三郎[illegible]雄の兄[illegible]人
久しく外国に在り[illegible]
日[illegible]
[illegible]
等も来り[illegible]田原作村等の組合にて
野村本[illegible]小[illegible]特元凱の君[illegible]人
の姉[illegible]久しく聞き居[illegible]
いま面をはじめて初めて[illegible]旅宿[illegible]
り書を[illegible]接を吹る高田と[illegible]
[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]

十三日
狂風砂を飛し寒氣骨に徹す特良夏と
富士見町に出て北越の戦況を報し童事を伝
ふ寺崎至偶々来り訪ふ高田改方同盟[illegible]
の事を話し晩間[illegible]富の津の和泉文三
来訪、山田一郎兄の電報を接せたるに
之れに答ふ、電報を[illegible]西村鐵次郎
より送金を促せ、今夜高田早苗兄と上野
櫻雲館に会す[illegible]
[illegible]坪内雄三郎[illegible]庭[illegible]村、岡野磯等と
会せ、痛飲深更に及び高田と相携へて
池の端竹[illegible]千とせと云る家に投ず

餘ハ一路ホテルニ歸レリ

十四日　日　雪

朝食を喫し[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]坂口五郎[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

過[illegible]一二三

[illegible]

[illegible]上中[illegible]

[illegible]

[illegible]大人[illegible]

[illegible]外[illegible]の書

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]外村[illegible]

[illegible]

[illegible]告ぐ[illegible]

せしむるを務とせ

十五号　同

熊谷美四郎来訪此頃新聞にて読める洋服店

西洋服屋を招きフロツクコートの注文をなし

カワ并ぐて出来を待て九的矢野文雄を訪

坂下訪ふ過日天野為之を土手三番町

に訪ふ又翌日は尾崎行雄を富士見町

に訪ふ保□来り来る者と語る

其後の再会を約して去る寺崎善八川□

を芝白に訪ふ其人は立憲改進党員事務

所を讃る□さき小庶特に党勢を□し改進

党の状勢をして中央本部の事務所を維持

せしむる所計を画めさる由備ふる士を

れども此の点よりの金額きらも少なく国家の

体力会得する中央党多くの一般の住地を

当らしむる漸次為学私の業を依して

多くの時を費し為めに党事を止むるの

らば財源ためには金銭を数多にも公

此のなる先考すを論じ後は地方より若干

の資金を徴集し以て本部の費用に充つるの

策を講ずる之勧同く実行し難しと試みる

其故を以て某野の如きは中央より派遣

せる壮士の旅費を払はさるのみならず巳

に等の飲食費等も払はさる位のなれ

もあれバ其のうく出金を促し其換しるさハ生ず
り難しと余ハ欲望して一切書目を捨
出すも泣きし、と諦らめなし中央左印
のまゝ孫々大臣閣や為ぬを苦しく候の
すゝて作すこれ物を云ふ旅の仕事も大き
熟慮し作すなきるるあらた仕るものを
の資本無れりし、と本印を通しける兄
剰ハ目らこ多く候なまし飯中様来
給最も為めるを現す一ふ久あり、と云ふ
諸の方も無ひ社す行く刈羽郡の為電
報通信のをと依頼す諸の是農学者
招聘のるまつき高等学校久長矢野次

郎と照会する返書をまし（来客）渡辺三宮や
まふとまゝくきこ合を静岡田原学芸を深河の
訪ふ思ひれ夕ハ新知社員の招きて寺で
梅猶余佳るに会ふる人の行あり会明れ行く
加藤氏の邸に至り清晴く叩村氏に上達
野富ふ邸なす菊花川芋来り会之相酒
の旨る欲請し十一時に辞して叔家に帰
る書を坂に宗家を又坂への書する坂本
余の愉快を促さむすの如くなるなし

十六日　晴

本日ハ殊に快晴にて暖気春の如し服装は
洋服の条縫を命じしまして身体の全き

て去る家婦の事を世話して帰路の期を先く言
田の先へ銅二瓶高の花瓶を
贈る佐藤伊二郎来訪して去る
三山子務所の出生届を受ら来
り接を差し三山氏目下三浦郡
鎮会近傍小坪浦の海水浴あり余
の為め書を送れば氏訪問
を約つらを認め且つ結局何と書く
筆を執りて小坪の海
水浴に赴くことに決す山田一氏の
書の接を目下の時勢なる為め政治上の
意見一二を陳述して抜く三浦の書

又接を金子攻撃の意を表し且つ本
問題に関し訴訟録を作り伴ふの件
大正木曜下の問題
書を以て堀井氏を
を訪しめるの如き
り寺院の来訪
の訪問好会支部を
つき支部設置を托す
天長坪光義寺を
のを流し通ひの
工所南陽の
の決を表す

金子の接を

くの書を出してもらく敢てなる人を四郎屋敷
に入れんと目的なるあるに本年は
内田新兵衛様御屋敷もあり四屋敷もあれば
新地に出るよりも四郎屋敷に入れ
多くの人々集屋敷を賜るに
支印の成立を見届きたる
七ツ半時文次郎の案内接待を受け浜元
牛肉三四の方人参まを相木の御ふ分を通せ
ども本田伝蔵に相談に来訪に対し
七ツ半和多文三、妻代平の書を受け
しまう古るツボン等を渡す
義命をもつて山田喜兵衛殿に相談申昌

文治郎林蔵方に参来る人々
坂崎と上野を通る途中塩
入太郎の書を持て同人之新宅を訪
ちゝ不在に付
帰宅時と相違来九ツ
家に帰る来る
十七日　晴
宿所に記事を認る
郎来訪本間新作の訴訟事件を話し
七ツ半倉鎮来訪山一の書を渡
る能の七ツ理由と人の自筆の書の詳細

中越ちり、お金を拾ひて弟一銭のうるを
ゐ給をうけんりゐ給ひ中年寺立て
のつゝ六度と山田の身事を語しまく
上立事は経の部ゐ人ゐ失敗を
べき方を説き方をとして秋を出さ法
しゝゝゝゐ給ゝゝゝ二分ゝ和尚の海
事のそ高山をおの三浦郡の田代
村ゐ訪小北地へ鐘金を拾ゝを凡そ七貫
ゐ送るの停車場ゝ拾ゝゝ和尚ゝゝ
海を隔てゝ富岳島を柿の浦山を陸ゝ海島
八雲里中呼べへ雇ゝひんとを風光の重塩
ゝ言ゝ計りなき上ゐ北地へ義候順和ゐて

海の漁家ゝ人躍ゐ過ぎるゝのなる海岸
のお茶を構ゝゝのゝゝ代数年を七ひを
して一大無号しゝとゝとゝ高山ハ
養弟ゝとゝくゝ旅館あり金ゝ高山好
るときハ夫婦せゝる数茶の為外のおて、見
ゝゝりしゝのゝ須臾ゝして小児を抱て帰り来
り別荘の真横ゝ病地をゝなる道
号ハ駆る高作ゝ見ゝとゝ事ゝて実顔
通ゝ事と方まゝゝ人ゝる所あるをりを見へ
金ゝの為めゐ一言を没ゝ色ゝ法ゐ入ゐゐ人
大坂の高弟一件を金ゝゝ為める百姓ゝ死事
ゐ痛ゝ居りゝと見ゝゝ事ゝる北法ゐ

移する氏八金うゐあるゐの金を出して尼
を救りん土とを行し且つ地の事件のゐめる
心を苦しゐるの政治上のゐ手段の生
ゐる救のゐちゐうんを業ゐちゐ為
もちゐう其事切出ゐまゐる所あり
そのゐう山ゐ之の方ゐる外の政治治
宣ゐ之の事業等の法の所り言ゐゐん
兄ゐ口角法を元しゐ激法痛論幾んと
金をゐして口を開くの様会をゐ色しめゐる
へきゐる肺病の者あ事患を刺ゐゐる
を惜ゐゐうゐめゐ如ゐ強ゐ之のゐゐ言ゐる
愛身の信地ゐ之ゐ金ゐの法論をゐちゐ

修行し例ゐ二三の批評をゐるのみ最ゐゐ
氣の毒ゐる思ゐんゐゐ強ゐる本年のめき多
事の年を斯くあ事ゐる苦をゐゐいゐ
ゐも耐ゐ之と言ゐゐ金をして思ゐん
沈黙耐ゐもゐる由ゐゐめゐゐのゐゐ病体
を陽ゐ疲ゐゐ之ゐ之と思ひ十一日
以前々寝所ゐ入りぬ

十八日　晴

今日八年前九時の汽車ゐて海家をゐき
心ゐゐゐし山も残り惜しく思ふ色
ゐ金ゐ別ゐゐゐ思ひをゐ十時の汽車
ゐ乗ゐゐゐ山ゐめ新ゐ校ゐの法

世話の剣を稽古所に作り伝授
の術伝しサツト鎖をとをけ十時より
を出けて去らんとする兄は停車場ま
で送らんとて四人はしまのうちに
はるから兄を厚まねの法話をする 政治上の
事は度々に成るから僕も代りて働らく
可しおれる心を安さる勿れと陸奥兄も
大いに喜色をはなし互いに本年四月
開期の第一番に再会を契りて流涙千々
る別れの兄は既に後髪を引きたるもの
と思ひしに突然の気もちとなりて
兄は停車場に横切るあり駅夫の

方を諦視し居るの人まはいえんをとりて互ひに
帽を脱して別れを告げたる其心中
を量の成敗はとにかくまり有るの人お
もしもしたと思ひ大息血涙を流
き事のり、今度一時帰省を
清水過り花西化度を清水して旅宮の
家大人を元園町の清水に行ける
町の清水相物にて上野池の端茅亭
で飲むこと一ヶ月余倉鎮し池を渡去り
関北をくらしもるのお陸をもて其つ
富山に帰る向て真面目なる婦の睦しうら

さるを出げ金の一てもとと伝れとしもなく
清兵衛これを泥さんとを引とせる酒
熟し京熟さるる陽つもかこの芋の
所しも迄ゝ出て京の国の気を
吸くべしと撰抜アり此芋のまもの洗
芋の破ふもの金ハ池し陽ふともの
寝し京四と飽て京の陽らしめ
吸四さる三的ひ

十九日　晴

宿破完めの吸ゝ仕とさるまて
枝と和酒をのみ教ちうう坪内雄と
を大久保餞丁町の治ふ過ての吸敬

坊間のグラッドストーン、パルマルストーン、
ジョンソン集等数ゆの洋書を求めの旅
宿の吸ハ人手くて有り家務を治を
田屋又来治みの人ハ又踊て来る五酒
して快活を表す入り寺の牛村又来
流を前夕の眠のぬの敷る夜分を完元に
ぬハ又ゝ寝ぬを表ハ金の家ト宿
を坊ハ横ゝの雷代の坊を

二十日　晴

二冷の後ハ倉と岡山事務所を治ハ別れて金の
矢野文雄を赤坂を所の治ふ過ての有り
て島田三郎と中六番所の治ふ金ハ改近

當里將来の事を論じ早く啓先狀を表
表事務の準備をなすべきことを待
ることも同感とする所なり且つ曰く日本政府
小作新制度施行の時期の義
手しなる公布を要望する旨と共に
云々以上の改革をなす事は難し
思ふに之れ改革の時期あるべし
寧ろ義務年の事業を奴隷たるの時
り夫の表面の制度は甚だ美なるも内
之情弊の為めに之れが美果を収ること
如き是れ法律の改革要望する所なり
時停止セ実行の如きを如

其小作人の大いなる利益を
非を唱へ廿数を経過するも
要既に之れを以て免れ角も改革
差当りの改革とするも
向て同盟を為し北他反対者の
弱さる点を振りを活し終る波面
侍ふの北海りを清れしめる
為の社さ人さを待て去る上
庭作村を救ふ社る沿岸
抗聯のまを拒し統宮の海る時
二日同盟をなす沿岸を
お決し法なるあ角秋を去を

の書を投じ昨日訪問すべき旨を通ず
竹村中村磯一郎を伴ひ来り余の紙帳を
北の窓より覗ひて余の在りて余の
義捐を受けたる者の談北
桐生迄四国溝口に入り田まりとまるの談
ひ来り余と直接に談話もしめんとす
子なり風采も都雅の男なれば余も
聯られの心を生じ佛掌寺の翁に
来りしを請求ありな其候へ殉と若合
の上援助を求むべしとの事なり本田信教
来り話し相伴ひて中華亭にて飲む
新潟より出張の雲林鉄斎来る

二十一日　晴

北辰来り讃話すまを流す電音帰館の妍
を報ず又山田一郎を妹背して直江津に
余さんとする事を照す上遠野宮城来
訪堂すまを流す堀荻又ガ小来訪問
又来る堀を伴ひて三山に移郭に至り
所謂俗説の紀念をそのし寺院と共に
和尚橋井四郎に聞く庭に行き擂鉢
より送りとする寺の跡を尋ねかり更に
来伴ひて右橋自ら後を訪ひ隣りの寺の紀
ある山田海の象とを訪ひ清多郎来館の
殊に是より難攻略城をも見て花より昔の氏

京ケ岳面講師の採用せる事となり
尾月堂の洋館し旅宿する条件
御宿屋をるき十四の旅
宿の海る山田の雪を移る様を十八度の
身上の実さる移る迄ちり多ハ七時ち
屋敷行雄を訪ふの後あり旅宿の晩
食をなる事を地方氏の紹介ち
訪ふ社の入りたる此年四社の法華
氏の動静あるを聞く信仰の及ぶ
ちるる同盟の者出もるを
し後の中央政府迄事ちるを
毎の方流のを調伝君

を指も他ちを続き政綱表ちる
て小氏も同盟を主も角も着ちる
事と法し即政綱の角書を妃の金
五ケ条作り平素考ある所を掲ける
も同意をもて倍国家の為かくちる
もの政十の条件政心を伴ひ事改
進事市方流の論調を指ちまるるん
方のよき方ちれ心を陸も書引へ
ん充分力を及ぼるべき方を勧めも女
意事あるうかくちるナ好高し
て旅宿ある海る迄次坊間のサカレーの
ウアニテイ、プエアセを書ノルスコート

の二十年間英国に滞在せし時を購ひ給へる山田一郎の書を携へて江湖へ出で来たるの旨を報ぜらるゝ元田肇氏より渋谷慥面余を花房に招くの書到来す　辰れり漢文なるまゝ行この日

廿二日　晴

堀芝太郎の書を携へ、随て来訪金三郎氏多を借る、書を寄せ来訪を求む、富山弟三郎来訪須刻にして去る来草同社会支部規約を編制せ、上遠野村書を持て社に訪ふ高橋仲郎を拉て支部を設立時午前十二時お伴

その中華亭にて飲食し坪谷同好会支部設立を祝せ、大工町の菊陽楼に集り多の準備をなせり、其日会支部設立の在京の諸会員なり、教育社に立寄り、遠野を訪ひて堂主を訪ふ、矢野文雄氏面し中央改進党員国法論を叩く矢野氏は奥羽人にして言葉を交へて国政を論ず国政を論ずめんとせるの如く却て破約を、拒くべし但し地位の高き所を行つて差つの差の如と大会

銕之介ニ為ニ事と先ヅ其将来之為の推挽
を乞ひ置くる事あらしむ先ヅ（矢野次郎）て旅宮ニ修
さ高等商業学校々長を訪ひて学義
る事らんことを求めて面会を得て、蓋し浅見ナ
をへして農学士探聘のことを托し置きし
る件に付而随意ニ返へでての為めなり。矢野
は早速此人ハ久しく名を聞き居りたれど面会
八此度の初めてなりしハ五年住なきし
事自を載けども氣力衰へて来らんとなりしかの
ゝめく浅論抜ぎて快濶人をして爽然たり
らしむ偶々浅田氏も来り合して多く
即ち農学士中島四郎を紹介せられ余

上海を去りまゐし人に陸路をば戦争市
なれども気をつけて傍よりも思ふまゝに振舞ひて以
決しとくるありさま実業家として富貴
報ぜる振り校友会に陸子み学校の旧友
三越呉服店に会し其の外部の為め協働
の為に盡力をする、を取りて其の公園の事業経
その横浜貿易新報紙の社会の記念実業を述べ
余はかくて宇川氏等の事業をよして真面目に
余は同行せんと勧むる、余も亦未だ実業家と欲
て行きたるものとなりけれど一見せんと思ふ折
橋本氏の宅に立寄り説して行く時も君ものは
余は其の構造等を詳らかに見難かりけれど門

内に数十輛の馬車を置き、いかにも繁昌の状態
なりける様子なれども紀行の記文とする所に非ざれば
余は舟より上り、九時頃にかけて、来山、横
浜より汽車にて帰りたる後、にて宇川氏と伴
ひて上野広小路の或る料理にて上林茂
伊香保鉄道の会社を林氏、連記者にて世に
知らしめたる、伊香保にて紹介の記事の
主筆なりとて余にもの話をも受けたるが
なれど余は其の面談せし時に記憶をも
去伊香保の話より初めて知るをの余り宇川は
余の紹介にも喜び且つ曰く、君は如何に、山田喜兵衛と
上野の大文(往年茶屋)にて再会へせりしや

金四郎迎へ行れて客間に通し
り丸清よりあんどよりの宇川四郎殿来
るのうらしやの四郎あるを宇川四郎廿安
は信濃守信濃守殿の部屋を視めたれば心地
悪しうんと見えたりとも悪芸等を演し
の踊りは面白うこの方の教
者を忘るる事なく諸方に働き
て潜出てさりしと世に一安を取世業級
の構造て教てふと云山縣殿の保
し家大社日蔵と云山の洋画を中なる
寺迄行せしたるれ教の義を教ふ浅宮
殿と京都仕日へとりて音調を乗

和て家の妖構とのことを世間の妖
構と思ひ起さしむ宇川廿安山高四郎
世を本多の主人なる人
しめ家なる金廿安高四郎
らのなる人なる人を吹きふる時ら
さてのなる迄きに十二時氏時紀の紀
接を信部の迄きの樋を用の書
の婦勢して四郎先初六月めし天神
高美の安人まつ所山と明る四郎の金
る気くの為めの時に旅装を整
廿二日　雨
六箕鎮訪問其妹の作る所の帽を高山して

贈る金銀とこれを送るく小倉金を送る
上海停車場に降るる時ロシヤ九の蒸車
の刻ちかくなるを告げたるを幸ひ
車中を辞コブデンの侍を送るコブデン
ハブライトと同志の人なり真摯の
二名同行とともに英国政治社会なるかを
余に問ふ其の人とともに未だ其の
侍を詳ならざるを行き送
数言のちの耐えん事あるを
つんとさるの心切なるを感し余の性命
九重なる林子卒去デスレリイ、ハルマ
ルストーンとそなたの甚だ親しく

(言葉ろ)をかたりて(コブデン)ブライト
を出でて出発ろ時に友人各々其志
を存ふまと笑しも余当ろコブデン其人
の歩車ろ飲んと欲するとき乗車後ろ二
時ろ過ぎ行きの指コブデン出でやいなや
しきを之ふ車中一変ある余を見るとて
如く時に沈し口惜ろ余まん其人とる
を知る人指用の喫飯ろ際計計初め
て三名の言ろの文ひろ人なりしを知り内
行を知を北人ハ高貴なるを
沈行き尋き余計の林ハ一切これを信
し聞ろ如都なるなりしを林ハ的

さる所ハ長命なる[illegible]花に房尾を留めき

廿四日　晴

今朝今暮の汽車にて出るを急き直
直江津ハ雪降りて候由にて中等列
車を出でしかば事中[illegible]して客[illegible]を見に
コブテンの傍を離れ十時過る頃直江津
の客あまた有る事なれば[illegible]して[illegible]を出し気
さし甚しく風雪烈し米山を越ゆる際に
三人の車夫を役して行く此際一の客異余
の目を遮りしものハ数千尺の山障[illegible]
下る小瀑布の烈風の為めに障へられて下
ることを得ずして流れ巌角に達し今や直下せん

とする所に風に吹はけられて雲霧の如く上の
方へ飛散し一滴の水たも流下することを許
さゞる光景なりし思ふに此の景ハ未だ邦人
の図画にしたる所なるらんや恐らくハ
人の意匠にも及ばざる所ならん若し画
師に写させバ[illegible]を[illegible]して[illegible]此地の路次
に客を[illegible]選撰筆
統[illegible]の[illegible]もの聞かんと思ひしの疲労
せしまゝに一酌せずして寝に就きぬ

廿五日　雪

小林與三左衛門外同好会員一名と共に[illegible]
彦[illegible]の[illegible]を出でゝ先づ[illegible]の方へ

と云ふ余は昨年の失敗に懲りて又もや出来心のため
めなる迄のことはあらんと思ひ百方戒めて遂
まつ朝ごろより落を若也より堆雪三寸餘
に及び車用ゐずされ様を傳へて至る
ものありて蕎麦掛屋に於て揚を書を接せ致律
あるの揚じて之を托さ又新に行かれ及び
完全に出来しと聞たる後帰る方を揚ぐ
清水清吉田原太来訪さ

廿六日　晴

七時渡船町より八ツヶ船にて出発を雪風
頗る不快を感じ途中松村文次郎
（交際者之）に寄せて今は旅なるをもてし

ラズウオルスの詩を読むと云ふ余ときて三宅
文次郎よりある所なれば家に帰る宗
勇ある山等数人の書を接書を写山の書れ
余の出身を行違いて利益なるものあり
内すの曰く

光陰は白駒の隙を過るが如く大隈氏の入閣を謀
難し改進党の運動を遊説書を以て専ら
國会開設前の準備を爲さば党勢を回復
一党多くの増員を謀り明流得る即を起
しむるは既に一昨年の事と相成候来一瞬
の間ある一夢の中に明流得る即の名を
世の聞の大隈候は既に閣中の人にあらん

宛から明治十五年の歳端と同しき観を呈し
しかく改進党の興隆なるに連れ
ものもなく懐抵なくきへ改進党の枝五
年の歳端と同しきを其之れを組織する人は
前日と同じうして我党の先
進なるべき小野氏新井氏の精神と私
なるべき鶴淵家族の四離分散越山の身を
潜むるのみ佛氏と交て退隠する
あり病床の呻吟なるものあり義人と改進
党の精神なる神経なる矢野島田の手
足あるも隠然高はの相狭なの勢なる十五
年のなりなと異なるなと雲泥なるべ

嗚呼国会開設の詔なる本年となるや我輩
はなる大勢を回復し大いなる仕事を為
なるの手あるを察なきるべしなるを
察なるも明治保安部と同一轍を出で
相齟齬して病人の鈍く支ふる所の派なる
るを見て自然の勢なるべし顧みる我党
本年の際会危悪なき歳なるべし
然れども陰極まるも陽生ず空の極
い勢力に充実の時を生ずる本年の
経歴のはなるべきや病床のあるもし
て本年を見るなるべし男子の忍びなる
所なるべき天我の時を進つ生涯こうふ

一漢傳武侯祠を過ぎ[illegible]
[illegible]
[illegible]

のちく義んと云ふものあり[illegible]
[illegible]のちく[illegible]を[illegible]
[illegible]一[illegible]
又一[illegible]北前[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

廿八日　雪風

昨和[illegible]車を[illegible]
[illegible]
書を中島[illegible]四郎、上遠[illegible]
田清[illegible]

[illegible]車を[illegible]
本[illegible]一里の海[illegible]
[illegible]車を[illegible]
を失し太郎[illegible]
く[illegible]道[illegible]
車[illegible]村長金田保三の宗
[illegible]野口外[illegible]
[illegible]村内の[illegible]
[illegible]三四十人
[illegible]地の漁[illegible]村[illegible]
[illegible]
大いに生[illegible]動を[illegible]村

後藤の知一紀氏とあらき、戸上又
なる人迎ひに来り一座の清酒をすす
酒盛りして談話する内に村長のも
一泊の寝ぬる内に日暮れ又ひ
郎書をとりもあるやうの書を清
ふりをとりまとめて書を家内に
一郎山田山吉加三山田一郎等の投
也 此迎の人同流を勢力みて投
七元分の中方の手より長崎とのる
る村長も大気迎とて出づくあの
方なるべし
廿九日 晴

本日雨降を除る三里餘佐木村大字新清
村の講演会をあくの始まり朝食後野にと
せる徒歩して一里内外見物する事を例
ゆえ雪後則清村郡に出り宅をよりて
飯を早川に沈元師を訪ふ
事を拵を立てる参会書を書及ひ
投を開くまで数の写を飯す 退屈
まる誠ゆえ則清村の来面をもてる間山田
古へ西行法師の節を知る也き、落面数月
まする中をもて人村長を問ふ西行金う名
を以て命せよと言ふ
跡を書はなるをとう又宮川の名八宗

清さるを則時と云ふものに書き、雖きま
自然変じたるなん欤西村銭次郎
書を以て金の出田より刻を中越ち
今長三的ることなく養福寺の開会
ちう的命を聞きいみ書も事会者
もせみ数をしし金の拝んる諏る欤楽
の必要あらう改良を及ぼ
一的三十人月計新治し極めて高き
ることを話諺と比喩とを交て講演する
る者い如中事動もるものくめく
講演十十九程くと云ふことに新もを
なるものさへあるし我れらう近比

の上出来ちうと田舎久
発と共に御出くもうち閉会後
伴ふを以其四ることを拝
書を上新四ることあるを拝
を托を田舎久平様前義次郎来訪
あり宗書を新しを佐と木典三大
宗も坂を坂を高候神ちうを
多補者の周旋を立ちたしと云ふ
べしの〳〵を取四金の旅宮の岡山海を
三十日　雪
田舎文治郎坂金長太郎来訪を廣島
の壮士旭櫻不二磨ちうの宮

[illegible]を高ぶる面倒を生
ふ延て見る地機金の政治上の主張を
見つ心まもとゆく金雄の如く所のチ
ヤールス、コブデンの徒と生を異に
らんを一清也心金の心まもの月らるを
ゆくしと説まを壮士おる陸もて生う條
約改正業を成まもるを如新を
其此ても地実ハ清よ五年の歳月の間
平新さるを待て然れども五年の後
も金自らを説の非ちを悔んをを
実る國家の大幸ちと壮士おを先ず
ある野に生る金うを在る中地地の清国

せる村改人金信ちの待きるる住地ハ銀
の道を造る方ち構造大キサせる不完全
ねども又此も一時の月まるせまるるを
書を載し西村鐵も遺て旅宮るを
るとりの中川村大字川尻村の溝成金る
陸ちの約あ本年陸書多く車到
一のを即ち機を備めて行く北安の機ハ向
的の駕ハ新を機の上る地七る地の構造
て解る暫停を極ち幸ある行る
ちる美名寺る刈る地地の川尻の高中
を久陸の左右ある所ちる人の多のて
陸ちるを中ちを新中ちを新

八郎隠居の指図人の事なるを諸人
まち別段村役人に成る筈なれば
を二分する討議なるに且つ一昨
日議論を交て講演もなる今家業
者の感動を惹ひてくるくめく抜手
のなる者人半七貫文唱出し
翌日の後押出し村地主総代方へ
立てなるの志願えとい空めを
入て事を廃して中断方へ別り投度
見玉事務を書る抜を主なる之の
答へ深夜に成るよる飛脚東上野
の書を抜を又家に洋燈をとり書

北地名家名抜を抜義人をなる
り皆三年目の抜物の後ハ三
七海さに抜事場なるもとくし
あるの抜みなり

廿日　降雪未収らず

返書を送の上なる抜を書を落ち和
新田の講義会を開くの約を抜をして
抜る一里程なる所なる
冷郎を訪ふ時なる
の屋敷を経て太馬村へ
北道地例をもて遠
隠居を以て之なる

自小さき

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二月一日　晴

昨夜十二時ごろ寝ねさせられ、八大
いま新寝坊をなす十時頃迄起きず新聞
を繰るも毒しきるに付やや十一時ごろ
ようやく築地村の講演会に臨むの約あり日新
まづい雷雨と雷鳴に対し、北辰丸にて橋
を渡りて由ちく徒歩にて中村橋を渡り
行き田中屋に契飯して橋を求めて築地に
到り船橋屋に投宿書を吉村長佐藤三郎
太郎、西村陸平に投ず、西村病の為め来
訪佐藤、其他二三の有志者来り接す
志井濱の細野庄作中条の村山吉太郎等

又来り訪ふ佐藤の中村濱の高橋五郎と北辰丸
発望あるもの多し其人の周旋なり、この又初めて
講演会を開きたるこの会の移転に接せり
第一発起なりし、なほ七時ごろ招待会は
つゐに会場に充満し、発起者の挨拶
終て衆を立て百名あまの発起者及びなる北
地の会の先生肥田野竹塢先生の郷里なる
会の要務を在る日々徒労なる所なるを
以て講演の先ず師の事績を述べ
終て衆の会の国宝たちを迎へ歓迎
を受け、次に中庸
論の二章を講演、風邪の為め

喉痛苦を感じ一時間半計まして壇を去り閉会を告げ
ぬ時既に十時近くなりしかるに伊藤村長等の
懇望を山田屋に到る熱気を帯び二階
に登る人々事務所に会し六時
庁に社会の制裁と云ふ題にて講演
清風亭に十一時過ぎ就寝
夜熱気を帯び先づ
寒気を、肥田里に文夫の宅を、高和村
山本村に回る
二日　風雨
昨夜の疲労なほ眠り起きず機を休して

巷を乙村に二里餘の風雨を冒して宮沢
まで馳駆する機船弾丸を通じ再び二回宿
窓内を通り前夜来の風邪稍々快
方に向ふ
夜九時頃より発熱一時間
を擁して閉じ村橋尾の義人
を訪ふ又もやはり
共に中を出でぬ世田細谷庄作の四ツ
村山芋掘りに十七八名来会
したるに十時
笑の投合と宮浦を講演し
此高を経て夕刻
帰く寝る乳き深夜まで

眠をはかる十二時ころ浜田清の書を接
を

三日　晴

羽田英夫小宮集平流を、地俗うて乗
りおもけの人村山と岩して中多ゐるを、時
正さる十二時松月庵の飯を飲む此の接に余
の一家なる俗たちも時屬く飲ゐ出せる
ちう主人に余の初めて出るを接ちるの
事なをかせるうのまに刻言に接めて坊み
ちう十数年を隔てて書る初めて別る
家人皆出まんぶ、七氣に村ちう別世界
をしるを見物ゆ書り伊藤三郎

の巻むる接を、西村鐵次郎、富山
日報社長能川元雲山田氏の書を高ら
に書く女の文書を拡を延て今節具つ
元者屋の宿をしむ婦の書る接を、又
和氏代平の書の接を西村と余この接を水
原田宅の接る接を拡を拡を高
婦る十五つ具つ今日を乗る、仁右元者
屋る宮村、村山芳と接を接を
漢多のもし寝る氣く試昌精し夫を
受ふ今夜酒醒めて眠をの中長牧晴
る及ぶ

四日　晴

西条の町又は西条田に新しくまつりたるふまつりなるべしと存じ
てある西條市役所まつりの日出場村は
改流浪後をとあるべきなれども
坪江村及里川村と講をなし陸地
の後より十五町ばかり能川と
村の中条を能る二里程を隔てて
凡そ一里計りにて地抜をなし
ひとつ抜長人世
数多しかるに天つ宮もつて取
を初め横ち抜の行のに二ツ出れば
須賀村より坪江村境迄

村長坂上ゆく二郎の
丁寧の用意して
をのれとしてのこれ
まてる後橋二陽
初めて少く於景
の多能川七一帰
流浪坊年の方
能ハ止めて
新代なるも一つとあり
里川なる地抜
まつる年三
志者ハ毎の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

法会後間もなく村民を彩多合し
[illegible]
[illegible]の講話をなし終りて知事の
[illegible]
[illegible]
沈思黙想[illegible]講話を
[illegible]
[illegible]
[illegible]

覚心旬日間巡礼の板告書を作りて新宮社
の授戒を長城勝四郎（助役）高橋富松（取入役）
等三四の有志者来訪せ、飯後同行の諸人と
共に英彦寺を詣し（住職山岸経尊と云ふ）
富寺の来歴を聞くに後鳥羽天皇文治五年
頼朝佐々木盛綱を以て命を傳授大師より下
し創めて建立せらるゝ由なれば四百年以前の
創立と思ふる其他寺僧の噂せらるゝあれ
と伝説作せるゝ是ゆるすに三光村の図書
会員諸氏自治治人を生し同村の溝掘会
一達うる出席せんことを伝し且つ今物を
報ぜ能川高澤と法東茂ちんとを以ても

ま十一的は偶〻山岸隆彦氏の表会に同
人の質問の方下せる談話を筆記し来る朱
う校閲を請ひ且つ曰く之れを世に公にせんと
あるも著文なきや余人之れを深ちり、北地
より三光村迄を一里許徒歩して行く習
路幾人と人の往来せるもの僅に一條の窄路
あるのみ同行頗る苦しむ、一時に余物を元
なる寶積寺なるも往々二夕俵の
竹を生ずるもあるよりして三光村の別名
を竹之俣村と称すと云ふ余等の著しく
立六ねの不案集の名を居れり能川澤
中北の寺の位置に新栃嶽身出て拝し

余もこれ異事なる怪と（驚き怪さ）めとり其
の顛末の殊更なるを以て記載せるなるべし
唯此思ひ強きも此の寺僧の[illegible]他人は
あらざりしを立てる証し置くべし此人の実
家は三河国に在り……此人の兄たる実家の
主人は鈴木孫義と云ひ……此人の姉を縫と
云ひ……此姉妹そは……此等兄弟姉妹
なる冊なる人は余を見たく思ふ……
此の事は業を以ても教術なるべ
へし　紀州の陽法師　余七年既陽摂州
陽を講法し此地に此人を[illegible]
生まれたるの[illegible]と他言せり

後なれば法法師の[illegible]
しなれば[illegible]
也まて此地を過ぎ[illegible]
[illegible]なる正義なる[illegible]
計来なり　余は法[illegible]
[illegible]法師の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

地を暗渠にする域より脱せしむるとし
あらん余い地の傾斜の力を用ゐるとの
を躊躇せざるべしと述べ（略）の唱導を怪
しとする者あり閉鎖式を説くと曰ふ餘
論多候補者の姓名を投票に記入
富澤君午下一々姓名を告げ且つ余の
考あるを告げたる投票の離れ候補者姓名を
印刷せる投票の離れを配布し又曰ふ
号外前者の印の名簿及投票人名簿
せる印刷せるものを各衆に配つ、七時
衆何れも氣立ち皆立ち見えたり
余もまた頗る愉快なり式終

りて後宴あり午後の百餘名の会衆の拍手
おさまる頃の喜ぶべき事なり七時と五
月蠅盛せしめたる花もまた
まつかめて廣野となる意外の事なり
及第者八の日目を得て帰
高崎者今宿と為す旅宿する牧田正忠、
沢村右馬之丞、富澤君其他五名の政友
余を招て立場鎖る余飲を、痛飲終る
此鎖る宿毛、書を六名の七名四名文次郎を招く
来らず

九日　雪風甚し

午後出場村の政談演説を陳ずの為

晴起旅館の傍に出発の準備をなす西村銭
次郎来る法、事を托せ、新米雪風甚しく
幾人と思ふ人を煩せども、機を俟て能く帰川、野
口等と共に出発せんとせしに四里人夫大いに
難儀なる様二的洞来る迄、書うし合
場八幡寺まで今衆八七枚負俵り
清流駅より四分の一程行き合せる
[illegible]
大澤邸方面病を養ひて洞来る所
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

十一日　午前晴午後曇

下妻藩士平次及二三の有志者来訪、書を以て
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十二日　晴

西村鐵の書を接す書を[illegible]伊藤氏之人を投ず、初めて民友社の德富主筆の國民新聞を見る中に改進黨の政略十數條を掲げ其の趣旨を[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

して百姓の怠る傾向若干見受し、今年
民主民秩序的進展を、指導啓蒙を凡て
二月の頃より殆ども辛苦の講演し居る
なる部落の中の人々の力の如き男女
の気力の盛元を奮起せしめんと
四月の頃より代表を出し水田丹波の海
の方面を歩行し耐えず緑亭の海岸
の後陸田の方面を

十三日　晴　高田

西鉄の書を持て落球氣公定て、紅酒三杯
備の為醫し車を上て飯塚村高陽寺へ
四時後なる講成会の陸を本会者七名後

多くは皆貧窮の未農なり今二時の頃
り辯を伺もて海穴人板のまま責任を辛んず
べきの改進を成せ等し高者の同盟を
加の者の者に成を飯塚にて極めて手易清秀
講演をもの多衆の面を傾なるを見
りの後一的講演をトリ同盟をなして海の
銀の富豪なる坂井吉代太郎宅に
同人の家を訪ひ中食後まで
前山村なる此今年の者あり事大
の親も母様の元にて尋常小学校の著
しなる三的の出を以て久寿寺
今も会衆い三四あり

と云て立つて居る者も多く講堂を立て居れば
一時を好うて後々に成り行く間
及思ふまま無知の者
に為る者多く陪堂に為て急
に為る者しなく七時過ぎ
そんなら和船を傭て行
の所へ出たるし小野田元淵其著を所の巷西
監獄問答録を書を行て駆る間人に中的
長野縣書記皮うて先年余の路狩論を
書くて る際芳野を経の紙くるる北の書
の写を借受て る十とあるを図書を上
木しなる事を野崎と
依て未だ之を校訂後書の件を仕書

を高を出て る五 る 校訂を書の書
る接を

十四日　晴

喧騒春の如し朝来家事を糸じ十一時後出立
坂滝所る上る船中書を書して食鮨を弁中
食五十銭石井孫一郎等る投宿二時る汽車
場るる者出る事を傭て長崎村る出張所
太郎を訪ふ本日北地る講演会を開くるる海岸
の為めなり余の着て る前行るる飛脚来
て る由て佐々木松坪坂仁一郎上志野宮
之助の書る接を前月出京の節巡回講所の
事を上志野る委嘱し置けること其迄也行

陽列車場に佐々木と余の意見を問ふの為
めなりと云ふ故に講筵を開き死者
を五十人許皆々死者の親戚人々と云ふ余
は仍て撫育論、改良論等を講じタ陽
辞して去場の立もうるを以て余うるめる言
を待る一変ち慶応封極めて粗暴忽然余の問
ふて曰く君は大隈伯の條約改正を賛成するの
ちやを余曰く然り彼曰く然らば世間を騒
の時ちと余其の意を問を必ずの謝さしむ
遇の道を海を余其の大同異味の人ちを知
や怨言を保約改正の得失を法を楽れ愚陋
余を説法を解せさるものなし余為めに悵

笑後来余の門下に往来さるを許せ、先ず
は罪を問ひて文交を許を揖縦自在なると云
ふ曲為深交宴を徹して寝る死人あり門
を叩く如斯さるを凡そ一時余甲斐何ぞ
るを知らん愚ふる文番流の余の此家の客
ちとなき一は安眠を妨げ又不恐怖ちを
なん欲呵

十五日　晴

暁来主人の前宵の事を法を主人曰く此
の身元あるを生ふの弱者まるん彼れ余(主)の恨
あるこの命を斯る姑実をちるちんと此の

主人の然を計り難きを恨むその地近村より
のぞみ来りて中知らざるこの地芋の為
三反三畝歩を生じ洋々たる概数をべきの極
なり事を儲めて三里餘上江端村の
北間首級大いなる破損人事疲労とする
ことの為に危険言之のみ十一時に会場埼
元なる祥雲寺なるに会者数名余まうすも
仮ちその夫婦奥仮を走せる講道を一番行
なるもの七拍名計余八紀切る改進主義を
畫術し撰者の注意を使を者大いに感
激を殺して後辞して一里、里村の光明寺
に開会なるこの術演説会の陽に北地水不

を踏る生を逃うて洪大同異味の書を中の事
多くの乃ち之を吟味書を極む余八徴密の法論
の不適なるを知り責任論政事上の契点
と云へるに二欠と沒千次安書を痛なりて止
む今衆八凡そ二百名計世の演説なるもの安
三九事あり七本大唯地村田辺之義を家
の宿を今なるく安田勝平来流を地八久
しく長平の事を所の通を余八
豊学中の事を所久間し解る剣益野
計の剣を移
十六日 曇
朝来西鐵及旅所宿なる所

徒歩して中を西保屋の母と婦ふ板に仁一郎の
書の掛を中浦家郎の危急を先け十九日後
後の中金まの出産を待ちて書を送
両鍬を取くまくに車を馳せて二里ヶ浦村の
西方村役場を開会講成を後
四時ごろ未だ来たらず人未だ集まらず
さて市村の高大家治平の招えん(東)共家
の為して飲食し午後二時講演を
く立腐寄附申込を為す人多
数なりしも出地の立ちの人の
もあるのみなるを余儀なく
の大略を改道の問的に下等なる平等な

の[illegible]

十七日　晴

九時[illegible]に一的[illegible]を[illegible]
村[illegible]中[illegible]正[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]同志研修[illegible]
北[illegible]の事業を[illegible]
目的[illegible]
[illegible]
[illegible]の前[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]

十八日　晴

家大人の書[illegible]を朝来二十五通の書を[illegible]
[illegible]て北蒲原郡[illegible]流の村長及び有力者[illegible]
[illegible]の事を托[illegible]を坂[illegible]と佐[illegible]木松坪を
訪[illegible]中蒲原郡の有志者[illegible]
明日曾の木村[illegible]
[illegible]
書[illegible]
[illegible]
[illegible]の事を托[illegible]佐[illegible]木松坪来[illegible]中[illegible]
[illegible]
[illegible]

多のの[illegible]多を求し思めとまあと一ツ
[illegible]多乞乞く十ツ[illegible]ると[illegible]玉井[illegible]
中[illegible]多郎の[illegible]を教を金の[illegible]
あ三ケ所し温[illegible]
[illegible]を[illegible]
十九日　雨
早川西利来訪[illegible]
[illegible]
玉井[illegible]
[illegible]
[illegible]

郎の家を訪ふ昨夕より七時空腹を感ずる
ので止む事を得ず百姓家に入り飯を乞ひ
九時出発の地の清水なる講演場に到着
許可改正のリメイクみたりと云ふて出ずる
今年の米の売上げ三百円米穀丸を
三百円以内の買入れ米を買ふ
なるべく金入玉井と九田の交りあり強の高
八円人を物産の補充とする
なるべく八銭を忍もて二時間の講演
をなす大いなる歓迎を受ける
九時出発を第五村の玉井の家に
泊る欲海果て夜入て寝る能く

二十日　晴

空気弾丸を撃ち出す玉井を前
に場を本田と場所村を地八清丸
に花村を本田と場所村を地八清丸
日出発二百人の見送り本田坂
川坂芋を坂々を越して一坂の改修を
十二時出発列を先に金の水原を経
て清水に出る今日は暑い
元師を地元二四銭
ふ西村六三年来訪問して波多野
安田分場を拝する
拝礼の拝礼を
拝礼をする元師を元銭

[illegible]

場の[illegible]高[illegible]を[illegible]を[illegible]

[illegible]

九一日　曇

書を[illegible]田[illegible]を[illegible]

[illegible]

来[illegible]木[illegible]場[illegible]

[illegible]

[illegible]九四日[illegible]

[illegible]廿[illegible]

[illegible]森[illegible]

[illegible]

[illegible]講[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

前夜来寒氣烈しく風邪の氣味
なれど心地よろしく昨夕発足村の溝
沢村を過ぎ小西の方に行く田を
して行くもの十一時に行き田
のみ接ぎと云ふ田植を行くなり
二里許りにて某駅に着ち昼食
を一時とるも人氣なきも全く北の地方
民の不親切なるを推量し一時に行き田沢
帰らんと決意し昼食して村の主立
ちたるもの一二名来り留し泊く準備を
着手し用意なしとなれども田沢にて寒
氣甚だし俗語に上を下へを

噛むなるまし身体弱る情のらば僅この一
時の村溝落して別れんとせば此村右馬之
来り接待する屋主一印鑑村役人を
をしらず田村の一人を
除名を撤去清水
沢村等とせし行く夜の中村の接待
人二名来り
さる体を清潔し十時に寝
田の帰り宿を
至全清水を止めとる
廿四日 晴
寒冒未愈を神氣不快を覚小西鐵来訪

水原撰産の模様を聞き敵六分五厘
四分の割合にてつくしと云ふ地地は又新潟
多きに及ぶの公儀利益なるを存ずるも尤
なきことなり書を家事あり接じ時期を
接と十四里車を飛ばす一里二丁程村方なる
所なるも同所方面接ぶ清水なる故
むし地形高低の接ぶるもあひまれた大
同の奥味なくも此村米四分なる人なる故
弱なるを多くの和合を通ひたるもの差し
中を嗜まべきの地なるの風俗なく
強き峡の中なるも苦しく
講成も幸ひにして弱なるべ凡を一的の討の
ふ事なり事なり事

新発野は作次中を去て二里聖籠村方なる
四里村なるなきなる故信濃流なる除ひ新家木
此元合集より居なるを去ひ去四方の中
なり実段を去四方此地の西京なる日の母の
歩る所なるも新事の長方の孫なるつく
まとなる由なるの接接をハトテモ長
信濃の去まるまと高の孫ひ新しなんの
あひる所七五方新家の流なくまも四分
流分のまを流ひ所れ一相方の数の
為新家の方流を新なるまと分まの
新宿なる長なるの外信濃きこの流流なるつ
き金八貸新なると云て千苦海を流ひ十分

の内をとり出すことを思ひたちて[illegible]
[illegible]の第[illegible]
[illegible]
[illegible]

重んをべき理を説きて向ら之れを信ずると
云へども其の後ろめたく思ひ心苦を免れて市後
所の浜辺に行き拾ひ集めたる拾ひ物の数を調べて無数
陸地に拾ひ集の作業を做しるものいめく
多き数の乱絶て混乱大いに注意の行届
きたりて其日を又又し拾り
うて社浄を集を奉祭珠珠求汐井山面
地の拾拾を多くの落者人より拾ひ集めて
所の市を集の作業始めりとなると義
脱の子一人を以て渡海拾集を拾ひ家
の商るを以て拾那より電信の到来する
を聞るが如く伊勢市の勝敗未だ定

廿七日　雨

去社社給を出を公那より到来する拾集の
拾集を集を集一先の移転より心甚
しきを為うちに宗林を訪い拾を下條村を拾
拾集をを宗林を人七名拾一の
拾集をくしとの言を下条村が余の生地
を集を為て為は下条村が同地市の所
有する所と為る拾集を清水の所
拾集を拾を拾ひ拾を出たるの
家を浄する切友もあり余も所ろの住を
を土を家族の為め拾ひ拾ひ拾ひと思ひ
うて能を出を心配家々の寝を所く

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○ [illegible]

三月一日　晴

[illegible]

田宅を借りて市ヶ瀬に住みたりし
頃人々来りて流れ[illegible]
ほ生活の[illegible]ん[illegible]
[illegible]を捉きおれ[illegible]
行く方辺[illegible]と共に[illegible]の経い行く[illegible]へ
[illegible]の田間を[illegible]
[illegible]一帯の流れを[illegible]
[illegible]所、一丘一水四時の[illegible]を[illegible]
[illegible]ハ[illegible]初めて郷
里[illegible]恩を[illegible]正三郎父子ハ四[illegible]
の隠居[illegible]ハ国と[illegible]の[illegible]
[illegible]ハ大分改[illegible]

一のように流れらしく見えたり流れ流れ[illegible]
流れ[illegible]三角[illegible]村と[illegible]
[illegible]の遥拝を[illegible]
[illegible]

二日

[illegible]の国[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]郎[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

三日　住境三年修する及び上方より書付の写を
引き拂ひ書見を修して毎日漁師又上方より九月
より北浦原印安野村大谷村の産物を着
北の家の余の家の親類以来住居し居る家
書近々　又も言ふべき家を張る十八軒
前後の家産を絶り家数の方路筋を立て
余の大人小部族を率ひて雲村へ移り其後
又男部邸在四方都へ移り猶四軒小部
家へ流り浜家へ又其の余家へ市場
四三軒へ出ひ居る家屋の親類の大家和
良佐藤伊右衛門へ次き屋敷へ一軒の川辺へ
大小部人家へ老祖一角の久しく住み住ひ

る陽母屋あり此陽へ此屋日まる家の家へ大きな
なる土蔵二軒あり四三日の手へ家へ同人小陽
屋を度々もらへ引移り本宅の四寝室へし
キリて部屋の高人其家へ貸し流し底及ひ二階へ
先代先生の医家を共ひる魚屋へ貸し流
しなる所の余の住居へ奥の方凡
四間（佛間、座敷、寝室、茶の間、其他所、出浴
計へ）四三軒氏小様あり表面の性質へ
角高家の大番へ知つて居の家
へ久しく空家同様へ放棄し其きなる為め
家屋へ大なる煤へ染み黴へ汚れ長へ
又四部人佛間の後の方の家大人の作り賜給

る茶家あるしの云ふこれハ丸掛立てたる又庭
の中なる名なる大キ屋のあるしをこんぜよ。
丸掛立て素とハ庭の外なるあるし井戸を庭
の内の囲ひ入れたる庭自ゆゑ大りの庭まり
ゆゑ一ツ沖の風流ハ失せたるを笑ふ唯れ表裏
共ゆゑ庭の庭まりたる清空の
表裏と豊緑張をもつまの光格とハ何ゆゑ
其ゆゑを尋ねば、幼即を全くして主人の意る
を伺つの似たるいとも懐のしく日ゆゑ
金芽の芽花しを詠んう陽まる光ゆゑ
桃市なるの多ゆゑ山ゆゑ掛りて絵ゆゑ
を流を懐くを見てハ強ゆゑ

宇陽の書を掛くの周旋をなるゆゑ十二月ゆゑ
船出」より芽吉しをる芽ゆゑ月半まる越を掛る
逗撫を初めをるゆゑ
をんて俳花を掛くゑまゆる寒の芽ゆゑ
まゆる陽へ出し二芽の日旋ゆゑ二の芽ゆの
おるゑゑる五月俳を斯くまゆ殖事えゑる
をんのゑゑ一歌を興ゆゑ書を示ゑ人ゆひ和ゑ歌
ゆの重ねじ俳明のゆを掛を三浦字を事沼
掛を祝をを表宣ゆを作り桃市父子三浦家
芽を抱き俳主成俳ゆゑる祖先ゆ半
住みゆゑんをる家ゆゑハ先のゆ五ゑゑゆる陽
異をゆ見えた童をゑし陽更家ゆを衛を

四日　晴

書くべき所多くあれども未整理なれば又外出の所用あり殊に晴雨不定なる気象の定しなきを如何せん一日家に在るべきと決し信子を伴ひ伊藤博士の別荘に指揮し新築の家屋を視て移植を祝す神の御恵、今日の晴天、人等書を送り祝を書を送る人及び知るもの相応に物を送り酒肴を設け祝す祭式や、爽然たるを覚ふ即ち人を指揮して神棚仏壇等の飾付を終りて内大工等を饗し手当を俟て帰宅し指図して書籍等の注文をなす午前雨村氏来り昼の分を糟糠土産を送り見せしきを見て合宿をいとまを乞ひ、教室内と一家の内人不平甚し、余も不快を感ずれども己れも去りの一理論を唱へて帰る所謂る言ひ得る所の事も終るべき余の立場し快らず治定し利害を説き酒を暗思ひ出まるの好ひ方ちく、いと心のとの義方うとして折衷に成り又の考方の始耐えず何の苟安の気き一睡天明

廿日　雨

家事を妻子に託し、家を出て十一時の乗合馬車
にて船橋に行く。未拝殿に参詣し、近辺を散歩
して帰る。三軍同く新宮の拝殿に入る。中に黒光り
の時代を物語る彫刻の多き拝殿なり。後の方に
きらるあらば先つ三郎の山田左衛門を尋ね
さしめ、次第に八幡宮の手入れをなすべしとの
小中村殿代理人の話なり。
時に午後三時なり。
のこいめの金、古一ちの百姓ともに時の流れを
ものがたる。社事をすませ、帰山後右の

出発船橋を出の定次を経て四郎の
山田に着く。後ち三郎の山田茶屋に
立ち寄る。
時に午後四時なり。
の前中村殿代理人右の山田左衛門
門のもとに行き、金五拾円を借り
和田おばちゃんに又まり金を、金五拾円
借りての帰宅を告げ、北浦原印四郎
に行き、梅を買ひ求めて来
る。
の四郎方の一金を書くべき事
借しなる事金五拾円あるも海を出でも
電信を送りしなる事
なるを送る。
「明日の分まで行く
なを送る。」
と梅を頂き、新宮時に

をたしかめ来り四日百ゟ紙屋を減し附帳
を廃し紙ゟ多のものの路銭をもちまる決し
十万の板の家を訪ふ、差し出まん前の七を下
ゟ持て来り持て来れ此の兵を宅あを塩
の巳の家ゟ来り家を
ゟ八百ゟ立てゟ空のゟ、板にも
換家の路ゟ八郎ゟ
掛ゟ紙屋ゟ甘ゟ
郎ゟ出ゟの分板ゟ
兵ゟ一枚ゟ
氣ゟ折の如板
ゟ寝ゟ

六日　晴

ゟ八百ゟ利義ゟ
八眠ゟ起ゟ
契約ゟ
時ゟ
ゟ百ゟ
ゟ
ゟ

[illegible]ても、やはり五十尾を別事ぬ所
[illegible]の日より[illegible]まり[illegible]活に都合
[illegible]けれども[illegible]を北尾[illegible]移し[illegible]活を安
く[illegible]しめ[illegible]田[illegible]久[illegible]候補者
[illegible]流[illegible]活[illegible]候補者
も[illegible]四人は[illegible]流[illegible]たりんとする[illegible]
[illegible]てたりんと云へ[illegible]元来北[illegible]尾[illegible]
余を捨て[illegible]んと[illegible]
[illegible]活[illegible]五十[illegible]
[illegible]余[illegible]屬[illegible]御[illegible]
別[illegible]底[illegible]意[illegible]
[illegible]と[illegible]移[illegible]ハ[illegible]んと[illegible]余[illegible]名

の候補を[illegible]の先[illegible]あるべき[illegible]は屬と[illegible]流
[illegible]ん[illegible]決[illegible]ん[illegible]を[illegible]斯[illegible]
ハ余[illegible]素[illegible]主[illegible]の為め[illegible]を[illegible]故[illegible]
衆[illegible]初めより活[illegible]余の身体ハ[illegible]して
活[illegible]の手[illegible]打[illegible]活[illegible]勝手[illegible]
他[illegible]の[illegible]を[illegible]
先[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

八日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

和泉行平方ヨリ書状ヲ以て海苔ノ調ヲ乞れ申
乃ち清兵衛ノ方ヨリ海苔、まる十六日金二分相渡
ヲ以て送ル、ノ為ノ北の迫信の金ヲ為替
右及ビ舊知人ヲ招き宴席ヲ設ク
決して固文ヲ用ひず
西鶴子流小唄ヲ
十七日
行平方ヨリ書状ヲ以て新酒ヲ贈
ヒ来る扇ヲ和泉ヨリ書状ヲ以て
母の手紙ヲ送ル、雲州おそ用ヲ
ヲ以て送る家ヲ存して舊年借ヲ償
ル

十八日
ヒ紙ヲ以て降雪ヲ告ル次ニ富山の事ヲ
ル引き西村ヲ訪ふ富山ヲ
ヒ必ル芋ヲ
北義ヲ印様金ヲ
ヒ家の内御ヲ
相芋ヲ以て落涙ヲ
ヒ
十二日 雨
富山ヲ訪ふ出社事ヲ
鈴ヒ外の書ヲ
ヒ毛時行務の

の為にかなるべきもの多し海岸屋敷[illegible]
家事家[illegible]人山の四時の住居
る指き、多く長を山に三流方を定め一方明
に家屋住を為すべきの地を定めの倫と林
鍛冶を為し[illegible]る事務所、名古屋[illegible]
ども

書

本社、社論を業とする者の記事とすべき事件有
十四日

列風屋を飲る森山結[illegible]事務する筆
同伴岩[illegible]郎山迴を[illegible]坂仁一郎を訪ひ
山田権左ヱ門家で[illegible]会議[illegible]

清を[illegible]とする[illegible]を[illegible]き余の間旅
年の数を美しとするを生[illegible]、常林[illegible]
を訪ひ事を[illegible]し、可[illegible]屋を[illegible]
用と[illegible]ひ[illegible]を[illegible]
活し及補を[illegible]を勧[illegible]
托し元用[illegible]社神を[illegible]山田茶[illegible]
三輪潤[illegible]の書[illegible]山桜の[illegible]を坂
[illegible]、仙[illegible]郎[illegible]
[illegible]
坂[illegible]の書[illegible]放[illegible]
旅[illegible]
松[illegible]

[illegible]

十四日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十五日　晴

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]林忠之丞と言ふ者之
[illegible]を
十六日
[illegible]引流[illegible]の[illegible]金[illegible]
[illegible]二[illegible]金を義
[illegible]田[illegible]
[illegible]を決[illegible]
[illegible]金[illegible]
[illegible]
[illegible]義[illegible]候
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

十七日

[illegible]

[illegible]

十四日　快晴

[illegible]

十里ヲ隔テ[illegible]ヲ[illegible]ル中田宿ヲ過ギ小三田村ニ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十五日　十四日ニ同ジ

杉崎村ニ[illegible]ル日蓮宗ヲ[illegible]金ノ像ヲ[illegible]

[illegible]ヲ[illegible]ル佐藤和右衛門

郡内上ノ宮流ヲ[illegible]

模郡民ヲ義視[illegible]

試ミ[illegible]

其中ニテ実迷ヲ[illegible]

[illegible]ヲ[illegible]

[illegible]

六郎係るまで惟みる郡内の安逸あらざるべからず
却て人間の自然のめき刑底設を農を
士を能はざるべし依て佐賀郡内の家産
の分配を設をなくきに商業を著しもむ
る事由要なるべし其他流行のみ
業なるの由随分働らきあるべきの由なるべし
研修なるの規約を拵ひ書を会
を設置なるべし此事なるべし又
同盟をもし無尾分の業を廃して拵へ
なるを以らし五郎兵衛分を
設なる余之んを以て郡を書を庭
八三郎なる無下に本郡農政設を拵なる

の状況を拵ひ且つ余の時事の逆動なる為
を要なる旨を先げ治なる分れるを為
用もんみる山田なる山田を以て
のまをなるなるなるなるなるなる
なるこんをきう為めなる同盟会賞佐藤
左七郎来訪、此よりハ分中働きあるもの由
て頼もしき活況もあるとなる米澤為る支部
会を開く所内有力なる今矢部名参会
度上同盟なるの為分を
を利用をくき未幼軌輪なるの不一のなる
下等人民を拵ひ事なる為及
なるる成動を為きなる為なしなるを覚えぬ

夕陽会を開き佐藤松平杉浦勝右衛門と大義
のおかをあをぐ佐藤左右衛門竹次郎
川辺平太郎江川八八等今飲高青年会
席を設し親しく同盟を誓し
日なほ酣なるを以て会を散ず人ち
り杉浦の書を示すに余は義を興ふ
るの企てあるを知り熟考すべしと勧告し
来れり蓋し此日なる砲兵を於て津
川堀を移さる大同派の輩笑ひ動もを
れば脳力を尽し先人代杉浦七郎の墓後の
為めに生涯を共にすべきことを誓ひ出
れば此の夜の車恐怖の念を抱くものの

多は意外の企ありと云ふ又余は
まのを陸奥を陸奥しに町内多数を舞踏ち
ゆ為めなるべし去ぬ
まり杉浦佐藤書面刑を余の
説を叩きるあれば降参したるを安き
やと問ひまるり杉浦の性情の好きやい恐
るる氣味あり余は之を知し彼等の考
はなる又一身つるの人そこれを拒絶する
のみ意を以ふべけんと主張する者決の区
を説あて拒絶書を作て先月之尼
四郎兵衛の破産恥漢を求て生る来
る文化の金をもつて之れを

[illegible]

彼等の狂暴悔んでもなお[illegible]

[illegible]

[illegible]

けて別れの言葉を述べ遠く降る雨とも
金のあ眠を始めるまでもなくこんな
天のみる耐えられ

廿四日　晴

書を清水作蔵に言葉を送
げ結束をしたらんとて保坂義
郎まで行くをもとしておの事を
行くべきの面白しかるを
去る、道中快晴なる雨なく
陣を楊川郡より元毎の風光自
見、既なる雨を駕をかめ地獄
みの見道まで路を一時
休を見る一時

みの村まで流れる雪の雪を解し安田村を抜け
出ると大雪を降り出し家を西に書を
神宮西鎮守まで道を山一丸の書を梅
も其大風の同

餘まで雪降き降より迫て大雪と
巳めるに我者のなく雪初めまでペッシ
ストの立ちそなる巳元毎之を
本年七月の時集る四の大作り日の八時和
のおをしる作村の地を
そこるとなし
一月中ハ大雪新七能くの作作をみる
代大雪降りとて十を見なる何ものもも

[illegible]
[illegible]
[illegible]

身の大きさ[illegible]と言ふ[illegible]の痛みと言ふ[illegible]
たいらんかとの伝地をいろ[illegible]
[illegible]
毛も地方のもの[illegible]
[illegible]
[illegible]

未だ[illegible]（[illegible]）にして此の[illegible]山[illegible]も七月の[illegible]
[illegible]の中二人も[illegible]き方[illegible]の[illegible]
心を[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]
斯る上[illegible]全国中[illegible]の眼先[illegible]
[illegible]の力[illegible]全力を[illegible]
の[illegible]を[illegible]切[illegible]七月の[illegible]年
[illegible]討死を遂げ[illegible]地方[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]大[illegible]の[illegible]
[illegible]心を[illegible]地の[illegible]

其[illegible]

[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]

八月[illegible]は[illegible]
是を[illegible]
[illegible]し（八月[illegible]ハドウデモ[illegible]）

其[illegible]地

八[illegible]
[illegible]働[illegible]決[illegible]
の職を勉め[illegible]

其[illegible]

[illegible]の大[illegible]の[illegible]（義[illegible]
ども）[illegible]一文[illegible]
[illegible]
[illegible]

大元と江ナスト、ゼ、ゼ、ムうそうもも山田
奏このまこと真人出人方支霸を思も

世を働き

八契帽被衣苦しし実々ト入うて言まこと恐
る拾ふ出苦労を新ふ弟流の上書を出ト
けて働き的者つる情と大隊ヲ以の
苦る後さくし
但し或八ヲ多ヲ中ヲ自の部分も後を持
と政ても人霊こ者ちうの弟士杯ト
をシツクワのこの先し市ヲ多人も
来ちる勤こうて身ら知ら多人ちる
思恵を拾くべし

荒し夫人ちの唐指ふ十三人の浪ふ中
一人うても段対ふ出方ふ八十生の本
悔ふ功をんて敢て政を出ま霸
として多ヲを出ら義し夫ん功ふ
バ天ふ人下ふ
義し先敗の見ふふ働くハ面ふ
も多ヲ多八来れ先敗ふ山ふ
先ふ方ふ中ヲ場ふの多時撰
もんて働きべし先敗ふ又先ふ
むふん立生の敢て賞鈍の才を試ん
所以ふ
天下の大勢、至重の言て甲先ふき、山田の言ふ所の如

きを考へのちに、唯北山田ゞの勢と清ゝめ異て、
候補を考へるに一あるうちに、考を考へる
ゝのあゝど考へと云ひ敵うゝ山田の
攻の入りとして一砦の勢ひを作りて十中八九
勝を制するを或ハ云未ゝうん欲先の角よ
山田ハ随分考ひ深く遠くゝ考の法あ
るあゝもんハ斯ゝ面を迄ゝ情ゝんハ
彼にて云誠を申迄ゝとゝ考へるべき欲
まし北畠ハ山田彰ゝ立ふめきゝ情るんハ義
金を付る討死ゝ面の地を北畠と立ゝ
一のゝん欲高ハ北畠云考ゝ考ゝ
さえと思ふゝ

念一日　春季皇霊祭

ゝ考の事を出して行ゝ考ゝ迄ゝ上る義ゝ
考ゝ行ゝ生徒二本書風俗のゝ考ゝ
北ゝ考ゝ日ゝ考ゝ興隆ゝ考ゝ
ゝ考ゝ先つ坂に其の家ゝ迄ゝ
ゝ印ゝ云ゝ坂ゝ川芸ゝ
の党況を考ゝ移ゝの使ゝ
ゝ本の事を提ゝ生ゝ
あ社ゝ坂ゝ芸ゝ
満ゝ考ゝ例ゝ坂ゝ中ゝ
とあゝゝ考ゝ
中ゝゝ考ゝ

ら[illegible]狩りこのを知るこの酒

廿一日

宿酲醒めず飲るに不快を覚ゆ上野偕行する義を爽うも、依頼精一其他二三政友の書の接も、出社事をなし宮[illegible]る[illegible]る、[illegible]有来流[illegible]松同志研修会を催すあく金の後説を待ち、即ち青年の獨立を論じ十時代[illegible]して帰り訪を

廿二日

書[illegible]の[illegible]の[illegible]、[illegible]青年論[illegible]の[illegible]稿を作[illegible]草し続稿を[illegible]不日刷[illegible]る[illegible]

一同志研修会[illegible]青年[illegible]事を[illegible]

[illegible]の料の[illegible]れ[illegible]の為め[illegible]法同志研修会の[illegible]の[illegible]稿を行[illegible]ものハ[illegible]の[illegible]序[illegible]長[illegible]の中[illegible]偽紳士論を[illegible]、此の青年[illegible]会[illegible]成[illegible]の壮士たらしめん[illegible]を[illegible]し書[illegible]の[illegible]紀[illegible]金芽多の酒[illegible]金をもて[illegible]会[illegible]、平生[illegible]酒[illegible]を作[illegible]酒を[illegible]酒[illegible]ある[illegible]人[illegible]る酒を[illegible]と[illegible]く、[illegible]の[illegible]の[illegible]の

廿四日

大津と事を法を路ケ長まで法に到りてもる
上田まで訪小書手海流稿の考あまを拾ケ
金ケ作ケと横市ヒん事ヒとを、書を拾ん切ん
書ける我を、藤山鉄村ケケ考ヒし余の
四ケの考ケんとをヒ俗を、多流し合をる遠電
し事ける遠し所書ヒを拾ケて事ケ上る時改ケ三百
十ケ村ける遠し所書の田の新きける所ハ改ケ三百
ひケ上作ケ印ケ田遠牧田五十ヒ屋巻
中屋等と事を三原の屋を、時改ケ久陽こ
のケ村上まひハ別庵、行雖ケのハ急ケ門ケ家
ケ海ケ、西郡来法書ケ海出版の事を托

を、

念十日

掃賜家を事ケ中事ケ午前しの後三百村上丸
屋ケ投を、藤山と事と法を、坂ん富山の書ケ接
を、事ケハ家ケ事ケ作ヒを調ヒケ事ケ所
ケちんと決し、山田ケハ来城を訪れケる合を
申送ケ、天王寺家ケ宗源院ケ修補を
話しケ合を拾ケ、其の施建周旋を所ケし
時間ケ拾ん拾ん和ケ、芋ハヒ名ケ堅事ケ
を申送ケ、多田三百ケ事ケ海ケ船屋
ケ海ケ屋を出ケ、事ケ屋ヒケ接ケ和ケて
事ケ法出拾ケ事ケ屋ケ事ケ

[illegible]
八又蹴しまた[illegible]
[illegible]
を[illegible]
[illegible]
[illegible]

年ゆえ一日の夫婦と為し北地へ来候ものゝ
僅かに一二名者者を国許へ帰すのみ用意
有志者の賃値も大変なりと云へべし思ふに北の
有志者へ金子送遣致候ゆえ金をも
奴ヲホゴトして来んとの儘なるべしかも
即ち一つなり

廿七日　晴

昨夜富士見丸か共の約束通り帰
来る由有志者の者共もしうるはや
野寺屋に行を行ふこれハ北里川と云へる村
の五六家にて馬路を法をとるよりなり
可なる出来義の人物なる改進なる成と
なく来れり

より往くいとまの暇をとるのみなるべ
を為すもとを数刻なるかなる文化を為ふ
北方の北部の有志者の国なれ矢張改進を
取るを来し一つなる論の別るるものなれども兎角
北道の有力者の国論なるも唯た引込思あるに
きのお絡るもまるに国に係し絡ること又至
る一層を為るものなるべ敬法拡張利益
しても者を、昨日の疲労の解散し於馬日
御の為にも行く矢茅部迄より馬用わ
のなれ即ち又徒歩し三里地を行く午前
夕陽村上の絡る上四の書を接の書を書を
る無不度学る耐えた一度寝る就く

廿八日　晴　小雨

近海巡回ニ付内務出張ニ付接待ス
午後ハ第六ノ有力者ノ由、ムネ
村ノ状況ハ、同人ハ此ノ表ノ
今ノ所ノ村ノ山田庄右
ニ物語ル方法
ニ付内務ニ帰ル
ニ付内務ニ帰ル

村ノ状況ハ、此ノ表ノ
今ノ所ノ村ノ山田庄右
ニ物語ル方法
ニ付内務ニ帰ル

晩間中島錦竹内定蔵等来
訪談話ス

廿九日　晴

村工を表し中条青年会の幹事津
野仲内高橋寅松来訪会員同会の講師たらん
ことを要望ス余之れを諾し青年の学ぶ
利用すべき本郷の猫を失ふものを
を捜索を喫煙ス車上雲仙の風景
佛伝四生の六道を先ず
世風佛の説向ハ我国古代家の未だ企

さるを完全なるロシントル、アルウエとグのアドウインチュルを淡きの思あり文章も尺牘意匠に立ち出之れを好業山人の色慨悔る比きん八義壽優るがなるを四的に浅き男の翁俗の印の刷りて重ねる事を流し夕陽家の後り玉山の書を得たり

（前略）錦地藩会議員設置一件八随分双方共奉走り故に扶る新中貴人の目覚しき男力八大の人心を鼓舞し第四段目人の侍たる陰壮快なる但し旧来反対者の単座と称する土地柄にて永く染込たる思想を回復さるハ一朝夕の事にあらず共に精不利益の結果を有之義歟出張中之際一層の御考方詳細に相成事中に必当抗争も餘り過激なるに亦軽挙の極双方甚芳所なるも有之歟と心痛に比矢先なる折柄中にても抗尚不穏日積り事情の迂遠の説と認めらるる一方歟平の御交渉第四の御失策とあるまじと敢て申上ハ餘の例を無之と敢て申精密なる賄賂施行無之に間の抗争なるも事情推察を動とする迂説に非ず相違とする所なるも動とする所なき抗議動なる政山義内閣の意を手段八是内閣の要

東方針と同一なる大臣のこの策と御考察
可き旨各藩に指令の際とるべ
き方針の基本確定御
中枢とのみ考えられ時勢なりと云う極
に非ざるべきも賄賂とう誘惑とい
の口実とた年末帝国折角苦心の結果
ハ却て不名誉の災と言ふ可きの衆
議院議員なる複雑性を発生する結果
さるべきものと保し難く申上ても
うに代表者の言を第一の要件
覚悟致し居るも先ず仮に着実の
方策を以て多数の勢力を占め能地位

建動を試しに銭を折き堅きを拉し
攻撃進取向ふ前ものきハ先ず長所
すも同若の同志者ハ之を推さん勿論
なれども単に防衛し敵を陸を典
へさるべき者ハ之のみ不ら忘さるべ
るも不のなるべく況も国ハ一方の
教育対戦しなる機関を一時の決し大戦争
を減る際場面に地防衛条を備せさるべ
き者一方の席を伏し却て后の狼の国面
なれ内永遠国なる所なる恥を為ん俄
に減る苦心地なる筆を通て一時の敗
を元るも能で対死せさる様の心掛なる

云々

三山の深切ハ毎日もたらす残りの酒を金八宮
山と事他の事をそなる陽八陽分書下云々
ゆめ〳〵過酒を渡すの仰きもあるしの近的
八宮より退て寺ゝの仰きを拒れも前の
後事の勢ひ迫海の仰〳〵事迫〳〵可成器
ひ居る海北の忠告をなるたゝん金の為あるハ最
も意ひなるまゝ〳〵公金八深〳〵三山の高意を
謝さむ心あるゝ〳〵

三十日　晴

薩侯市太郎来訪、そ後園の櫻満開ちゝを
桃市高を誘ひて金を招〳〵久し振りて陽兵

屋の生涯を通ゝ此の陽兵屋八前山立と称し
金ゝ乃祖の造ふ所ゝ庭前の石ゝ
お変ゝ成壮健ゝ生涯の仕事を追懐し
感慨材ゝ尽ゝ山易大雅の幅を出し
示を痛飲家ゝ悔ゝも休を

三十一日

悔ゝ出社々論を著し書を京を明日ゝ
改良新紙と著刊ちんとを社業顧ゝ多忙を失
く家大人家節等の書を拾を明治の原稿
川来訪を、西村鉄の弟原宗朴を旬日滞
金ゝ高ゝ(百)貴き獄改海を校訂ちを
ゝ生ゝ〳〵ゝ少ゝ日庭ゝ

四月一日　○

岡山校堂より書を送る農学士中島正四郎を去る勧め訪ひ事を話せ、島山を其の旅宿より訪ひ社務を話せ、出社々論を草せ岩船郡の人佐藤去次郎来話せ書を佐瀬西鉄、藤山銀太郎、野口竹次郎等来る故

二日

槻口元周を訪ふ佐藤去次郎来る、出社々論を移せ山一、藤山の書を接せり夕刻津在より開会の通知出席を約

三日　神武天皇祭

田辺久尼、下妻吉郎平次、中島正四郎、玉井貞太郎等来る、十一時二十分発の汽船にて東京珠城とせる東嶽丸遠寺の所有なる貨物を乗せ中隅氏衆千人の満ちる乗船もみのくに中浦平郎も近き三月利目の業あり社務の都合のよろしき為め通し行なる事を見て帰りて来れり家族まあり日家を去る市中火を失し焼き三百戸ばかり

四日

新聞紙見て来る、出社社説を書き

伊藤こうの松村八石等来り訪ふ書を臨時
[illegible]
[illegible]
[illegible]

本日中蒲原郡地方の政談演説会を開きしも約
あり事故あり行くを得ず乃ち其趣を通報
を論稿を松村氏に托する典人在京の島田孝之
茂雷也嶽会役員の招待を受け午
茂の風形を雷同する新潟野餐太郎を当
村を訪ひ金件及び立憲基礎候補諾否を
促さる手段を講じ日も亦及び北蒲原
内好否を印理事報告を流し決定せんの
ためんとする申合せ薄暮帰る村山長
太郎来訪会うふる為
七日
朝暁新潟へ向けて茂畠山と同船出る時
出社々論を稿を晩間畠山を其旅宿に訪ひ歓
談深更帰宅の時に今夜恰好の会議の
ありて夜会を開く人あり十二時頃門を叩き来
り告げて曰く樋口氏職を辞せんと欲す
十二時を過し会果何故なるかを知らんと長谷飯
会に茂畠の会せる行援を確とする中村士と
を来保し時を待つて中うんと決し寝
る就く
八日
喫飯前倶楽部を訪ひ樋口其他数名の諸氏
会し居れり曰く昨夜の形況を問ふ樋口曰く
前夕来堂の議論多く久席を為す過

半数なるべし大同流の演劇等これを次つて
演ずるの不都合理の論あり大井堀川等の演劇
等演ずるの途なしと雖も脚本嘱演者識を勧告し
保護の途擁護云々の一つのくれに元しかるに
ものなる論擁護を善き起さんと知るべきなる
有様なるべきに乗じ此ひとしをなるを識を
なるべきなりと雖ども演劇俳優級の
共評なる事の次し昨夜来面書甚事中
と高論し共評社演劇生まれると余之れを
聞きて事の演劇の場合を高り事の
熟心なる演劇を改良なる演劇を改
演劇の研究の足らざるを歎じ

共評の演劇の如き大いなる研究を要するも
ものと雖ども衆員列火の如き勢ひなる
又制し得べくもあらず余も又其得失を察
もるの演劇等事なれば長大息するのみ北海道
部俗の印の電音なる接を主とする之れを考へ
出社々論を作し終なる大失体を答む再ひ
俗なの印を訪ひて玉井坂一等を善後の策を講
を深更清地の次郎に熟を来り
倶楽部印員決議を齎し来る共評の演劇
を徹もんとなるべきの必要あるを
の必要あるを論を高はの部俗の印
なるなさんとを以て別る今夜縣会議

員等行形等の金を壮士相数名又集まる
金い者上起つて壮士を雇ひ清彼を苛
衆又文〻起つて之を雇人の勇気ときを攻
撃し合戦豊島氏清地の来訪たる
金の家所の物りとなる
九日
喫飯後倶楽部を訪ふ青地吟一来り人を
坂〻相模玉井等を招き聚爾たる書面
を示して南洲翁刻の及び紙を示す
を不可なりと決したるも亦た勢ひ止む
得ざる事情なるを中島正四郎
来訪後多田西道と同人招聘の事を付款
話し昨の中島と同行蓮田を訪ふ約を
富山と金件を話し村上に紹介し
光玉茂左衛門を訪ふ事件の
の及ぶ午後壮々論を
を訪ひ田道の金件を話し
多田を訪ふ旗野、大倉鎮三助、豊
次郎等の書を接し今夜玉井坂に相会
と再思惟す今亜美子の策を講ず
陸の失所を云ふ流し空砲
陸[redacted]

三日 玉井橋に芝と此橋を宿を

十日

早朝富新を出る結束新義田の新宮と
生命保険会社に太神書を送付到
る〜と乗り乃ち中島三郎下総川子の心芝を
使れ所浦を芝を新義田の者しとそんな
は二所ひとり俱宮市を訪ね候補者問
宮を拒絶せんと所を望る在りて下書を
平次郎中島三郎を伴ひ試験場を
観る内表久寛宮と共に会場高まる
北部八の鍋の中国新聞を芝のるを
訪を、来るのつるの川の所浦を来り

宿を

十一日

新川芝山を新村に向て芝を差し出る
数るし此間清水をさんのみのそう俱宮市
を訪ふ 秋久芝を在る砂川雄吾の宮氏
の橋を直ち所一件迄下とる宮を新し金
四を速うる共んよと清水し来り午後高
浦光一郎の平を三り市の訪ふ俱宮市
上在の為此間旅表を新をそる由なく友
人のお宿のそう在る氏高浦之後
浦村石馬久芝を後橋を訪ひ訪流数利
宿して所芝を高浦高平を訪

[illegible]旅[illegible]のうを根角[illegible]
調ふ、野口田造伊藤[illegible]
碁義を[illegible]しを[illegible]
めたる[illegible]を敗を[illegible]
失敗を思ひて[illegible]
とせるあるを見て[illegible]
[illegible]決し田造とせる碁を全
[illegible]
[illegible]

十二日　大雪金を[illegible]をのめし
本日[illegible]碁[illegible]郎、[illegible]うんを

[illegible]
を見ふ[illegible]野口と碁を[illegible]中島四
郎を伴ひ[illegible]碁村上[illegible]る迫垂松永碁
[illegible]
[illegible]
[illegible]

さいるとのぶで此郡の事を場主の国絵
ゝる実の基し

十三日

砂川の芸雲しまゝ一件の沒収を出る
を通鏡の代清水村の書を拾し輔成社
返金の達うゝん土を代を宗旨町長中
島錦まゝ訪衆御改沒収目納校
沒収の事中を云々を其の言ゝ訪ゝ拾ハ
今のめきも又沒収をゝ雪て書を
ゝ海ゝ見る無つゝ郡役所を拾を
なゝ中ゝ見無ゝ郡長ハ郡ゝの
刑法の沒解を設ゝし

ゝ通ゝ人今ハ再ゝ沒収を拾ゝと
なゝりまゝの中ゝ人を死流を郡まゝ拾ゝ
又大ゝゝの三書を玉井拾ゝ拾ゝ無
一日ゝ沒収ゝ代ゝ堅一ゝ三件を中
送ゝ書ゝ沒収の清水ゝ
衆ゝ代ゝ行ゝ行ゝ拾ゝ
宝しゝ海沒を教ゝ
小浦ゝ代ゝ中ゝ
村上を踏ゝ中ゝ七滝
を通ゝ中ゝ代ゝ流
沒収を

十四日

十五日長野より長谷山中高を経て笠女川
を渡り地方を巡回し伊那郡小野村
岩波郡芋を巡回して巡回所
長谷を出し又巡回の調査を終へ
帰宅し夜中山の宿屋の連の
なるを使を使ひ和多文二郎書を持て
京大人家井ふるを托を下笠の海を利
越沢を訪ひ利ふる松永井他の名
笠一方を来訪村上伝ふ振の現状を流し
なるを振興を講ぜんに帰
宅し後帰宅せんを振興つきて
一集の会を開くの必要を説く余も同感を

表し蕨山をして方面を流しめ十七日
集会を催さしむるを約す余は西牛村上
を巡り初て板間井を訪ひ農況を聞く
準備を施し中高を現出して松ヶ村
帰る北中村小林文造の宅も高橋
居家多数集会を雑き会を開き来
り又々巡回の報を聞く嶽之来
小宮邦村村上同志の会数十人を寺院
の会し余等の説を聞き
して青年の志気を振作せしの後
を為さんと二次帰宅上武蔵富士郎の通
過を地のものい数名を校の同

寄せおきたる十五六斗梅あり
雇て水勢石陸とをり出入ぬる事を用
ひとゝ小惜ち可きく人ぬる同好会倶楽部
の電話を接ぎ

十五日　細雨霧し

藤山村上を巡て梅を新く中島を四井
る清水を汲地方を巡さるの為めに書
を拵して中島の陸さーむ四時倶楽部
の茂雲し者る新聞市場の跡里を問
小中学校を訪ひ特りの書る梅を書る
茂小百姓を訪ひ庭園の陸料分場の
書山教師の書る梅を新く中島を巡る

る小田長四郎の書る梅を本又山道里ト
講所を俗を先け金等の臨者を
訪ひ武藤富士郎小高邦知来訪を中島
錫栗一家を尋ね小田長四郎を山道里村を訪ひ
川を伴ひて小田長四郎を山道里村を訪ひ
同村光徳寺にあるる講所会を出市
し日本農商工と云へる演題にて一時半
講所の後十二時村を辞る苗代田金等
を去る拔きを先る一時旅宿
当て寝る就く同会倶楽部の電話
の接を所に市役会議員の接者へ二十
一円の差にて五里敗をれりとす

十六日　晴

富山表より三月八日の書状を國井安藤
[illegible]来読を西神納村の講所にて
あらうんさを筑内用達の求也樋口玉井等の
電信を振を小塚刈羽より引き出所の伴藤
書へ通て上野表迄うる帰陣せよと伝
[illegible]十九日[illegible]帰陣[illegible]
返書を晩[illegible]能刈とせる岩瀬川の紙
く同所高野[illegible]
の約あんかう[illegible]衆百四[illegible]
の青年集[illegible]

[illegible]を[illegible]の[illegible]代[illegible]制度の
仕[illegible]を[illegible]
集[illegible]の[illegible]を[illegible]
の[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十七日　晴

西神納村農事[illegible]を[illegible]集会を[illegible]
百武平八佐藤市衛[illegible]人を以て会を[illegible]
く[illegible]特[illegible]農[illegible]
決し[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
意を決して彼の手あり[illegible]
[illegible]
[illegible]
刺客を武家へ[illegible]
力を借りんことを[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十八日　晴

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

十九日　晴

青木数左衛門来訪[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

馬庚こしき[illegible]之を拔かい

我[illegible]死さんで形勢[illegible]一寸一見政

[illegible]

[illegible]

金[illegible]

又高山牛の[illegible]

[illegible]

[illegible]

（前頁）山田[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事を論ぜ河部藩士金子栄性と橋
詰右門之丞なる土地の矣さる路伝の補
修を清水郎右衛門に向て先つ其端緒
を開く事に決し日田文治の書
を投ぜらるゝ中野矢一郎を伝を中
急に二宮とまりを流を
合日
朝来産物を修と横山を候補に挙くること
仕振減を決せし田辺中野に等を
て寂しかる此るを高誠を衆皆横山が北蒲
原郡に不人なるを鳴らし之れを立て保て
敵の為補ある北蒲原郡の投票を無ること

政果あるべしと論ぜ金も又横山の妻節して
を学の為補とせられ詳刺を偽投山の
集まると同時金も又不名巻を学ぶ事決し
るべきを雲り終に投山を立てる事決し
時の日人を為るを引の代りの為補を約し
て之面の投票を原接を求むるの策と講じ
投局為所郎に番人を為をして元を
計いしちまの決を高滅陽して時宜
方中の者投票を高滅を
又山為所郎に一の保を為郎を浮けんと
陽法金のの甚を高市にて夕陽の及
ぶ決策の方略を原中山鉄右衛門に投票

かゝりて家を傾る法をし置ける書籍
類を出来書籍を整ひ
サ一ウ
ものあるに流行するものあるも社
事を求めしに今鏡ゝ発明侍
ものゝ利益金の深浅をかんがみて拾ひ出さんもの
かゝるべし抱石を井を防ぐ為めに
まの形造を少き者根源の上巻目し
時ものを雷を見を見るを不可川雄度の書
拾を遠ざかり一条印を延もるを気を生ず
五百円金の迷論を保ちるを見ちる又々余
の頭脳を悩まし新発起ならん無一考の上
ものをもんハ雄文を巻よるを始さる
ものを

十四日

廿五日

書を雲龍村山長右ヱ門より北条（不殷師）主を
招き右殷師の話を田中萬郎と伺ひて右
殷下絵書き直しを請れし流を、絵画石殷師
お世話の節御解之ヲ右ヱ門出社ノ海
を招き右殷師の書を拵を、本ヨリ海ヲ
山崎三郎内閣の殷師の祝宴を饗応
芸者も又今ヲ一人ヲ四郎氏ヲ祝祭
を終りも也、席上金八ヲ踊代ヲ
百円の祝宴を述へ山ハ海中の船中を
くしく膳部ヲ書ヲ
芸者八市内中屋の高亮花ヲ

廿六日

内閣大臣閣下海軍大臣閣下海軍大将
伯爵東郷平八郎の大将を
の祝宴ヲ山崎氏呼閣下
方名者も来ると呼閣下
萬歳の叫きヲ
を祝ヲ出社ヲ
流を祝ヲ、閣下
ヲ祝ヲ
ヲ祝ヲ
ヲ祝ヲ

[illegible]

廿七日

[illegible]衛、[illegible]を書[illegible]家を[illegible]の[illegible]を出納を[illegible]帳[illegible]を整理を、[illegible]ロクク[illegible]ら[illegible]一日の長きを[illegible]児を集めて一切[illegible]たいる[illegible]病[illegible]無んと家人の呼び[illegible]を聞き起きて一[illegible]又[illegible]昭[illegible]多くの[illegible]一日の[illegible]を貪[illegible]情の

婦ひとりきりあるばかりを一家団楽の[illegible]七稿[illegible]八[illegible]一の[illegible]木石[illegible]

廿八日 晴

[illegible]

[illegible]

廿九日　晴

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

く

廿日

朝来私事を雑[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

五月一日　○

市川豆腐屋忠兵衛病死茶菓等来訪を乞うて
来意を失ず拝受の際る国籍を問ふを問ふ
頃々なるの情の如き国を脱さるのみ
改進主義の為に忠兵衛を切て
此地の有志多くハ士族風の義俠を有する
陽して執拗の契りを入る
べしとも思ハざるが余も強て勧めを以て二を
以つて所存を問ふ答ぐき聯合支印を
其れを為して主意を述べ主人と話来
し他日又来の施し拝ものあらんと思あまつ

[illegible]を幸ひとし同行村松を
共に所存を問ふ答ぐき中林儀平を訪
ふて所存を問ふ拝ものを話をるる拝川氏を
を訪ふ保と小沢氏の元田氏来る余ハ
沢氏と一座一序の溝氏と為せとなる
余も赤月絵を見るみたる事もあれハ高し難く
廿三時を拝も坂川序を
る新き三保氏を拝を喫飯後余五十嵐
氏の為に立ちるあり忠右衛氏を余
ハ極めて多忙なる溝氏と氏を一所なる計
なりとる坂藤宅の為に悔も寝ず書る
所存を拝遣拝を消滅ガナイスト

の軍件論を講ふ指揮井
平宮中の書籍等を集めたるもの
二日
小笠原の有志者おを出せし陸軍所に伺
る時そこに訪ふ国分氏玉井氏
し岩崎邸に行後藤氏のことを尋ね
ねと同伴するよう決を出され論を始め
村山長右ヶ門家たくに代数面の代
る様も中多山宮中所属のまま行
なり数分世話をする様を感し
ちとは云へども余程
玉井十郎等と新潟防禦の為を

陸奥の国有くの第をとれるおそうべき歟
一面ハ京都の振るを考ヘ一面ハ内部
の動かさるを思ヘハ轉た惆悵の念ち能ハ
ざるの在京の五第ハ雷敬所まを
こんハ立京のる伴ハ拙しとする国ハの迄
ハ北昌流方ハ伴右面五ハ信新
ちうの況をむおセと申来れり

三日

北昌流方ハ書を投じ五第の敬のめくを村
山義四ハ書を投を何んハ清左衛のをを
云ふ中島正四ハと菅城藩ハて
ハ伴右面五ハ信新

流をハ清ハ考るハ敬心をを以て駆る
ハ京ハ方あを三ハ大りハ貴ハ志を京集ハんを
ハ中島ハ金ハ中島ハ伊ハ伴ハ
来れるものハ流ハ界多ハ隙地敬ハ
世ハ心を言ハ又ハ已ハを国部ハ
ハ何ハ京流来ハ北城ハ尾
ハ京ハ国ハを縁ハを絶つ敬を
人ハ利意妨実ハ生ハ立ハ一ハ
ハ京ハ来ハ迄ハ流ハ京ハを
ハ国人ハを国縁ハ国ハ
ハ国人ハ敬ハを

あれば郡内高田高田より行田あるべし、こんの伝記
さてさてよく聞高をさてさて、高橋をそれ中高のあれ
市ヶ谷をを沼ヶ崎へ行べし行べし秋ヶ谷へ行る時
浅ヶ崎をとおく西打鐘時分本宮林の書物を

四日

掛晴て朝を食を書る分七ツ半時分
塩田所を浅間原を見あるの分
沙弥四ツ半時と事を話を野へ大田流の秋
真を浅るなるく田流ヶ七内帰ヶ真補
者の軽輕をしき田ヶ真補
ひ長ヶ移移母ヶ海真年ヶ嵐真補ヶ帰ヶ
れば八ツ半時を出さくし
と時ヶてうと言ヶ

郡所時時清水を付ヶ行ヶ
ヶ中ヶ中ヶ中時ヶ書を中時ヶ書ヶ
ヶ村上ヶ着ヶ上ヶ八ツ半時ヶ三時ヶ
り塩田所まで九ヶ四里道程中ヶ
車行ヶ所ヶ所ヶ七時ヶ
四ヶ年ヶ事を流を、ヶ多の所ヶ所ヶ寺
ヶ所ヶ鐘ヶ山ヶ九ヶ計、ヶ花ヶ桜山ヶ手ヶ
流の大田ヶ多ヶきヶ
の道ヶ道ヶ道ヶ高ヶ桜山流ヶ
高ヶ田ヶ高ヶ高ヶ
ヶ流ヶ所ヶ妨ヶ実ヶ
改ヶ道ヶ所を駄行し

投方の財を代出せる旨を陳ずる

書

右蘭学印旅の村を改海度況を為し完了に成
為を調整し旅行特別の技を中国四国に大塔
坂川等に書を典ふ有志者あり之を実行を
十的に地を考村上に帰の隆盛を迎
数泥濘深く車を大いに苦しむ村上に到しとき
多数に所代を書を載して人表を先の典代
衆議院議員の発行の表面を流れ上を通る市
長の職を辞し大いに政治界に運動を動
先し仏を先に治産一部の力を以て
人士を招き、村上有志者に不利益を振る者

村の出田貢液を駆使と言葉の為
を明らかにする為に仏教の仏教を為
自ら開発し以て国維を為しとして村
上の有志者に対する心上人左方のものは皆自ら
接する気体全く先角をなしめ多数を
数四信度を一年に七年数をなる仏教概数
を〆きの数を本日は多数七時から大阪に
帰し二年を晩年に帰国し詩人と共に著を今
帰い新潟寄港寺あり新潟に於衆八七八名計、此
地い方用の仏きある所の由を随分妨害も多の
りの余の殖産して政治と実業の関係を深
き布湯をヒツリトして場来の行四は開土之

斯る面白き事ども聞く、ナゼ北義士とまで世
さいりしや杯云へ合へる結構なる所計
信仰し給ふる信心も改道主成の吹聴を為し於
衆人に信心の主成を勧むる人々と断立したる
七ノ山の辺りを長き事なるもうしハ金の初め
る有志者を揚げたくこの旅なるん、多人の信く
設へ金百七十七円と思へり士族村上の
逆族を伴る
六日　晴
上野吉兵衛の書を持て来る事ハ行る
今まで高成久人生き乗り海信ちもんハ
現る中不平を抱くものもあるん芝丸帰信
もよりと中来ありて家家郡の書を高
もて四郎もの方投、放恣を重の不利をみたる
大ちを失ぐ、上野の忠を立ハ日ゝ一先仮
信ちゝを決し所ゝを行ふく義者し男人
を揚る村をもして九るの今を迎ハさん士を
れも行多信ちゝ送金を使ち、
時を乗ぶ七日ゝの法人と数第し羽黒山を上り
迎ひる成福寺ゝ山ゝあを通き高寄孤ゝ
信る丹兵叔父の過ゝ村ゝの板板を行く
集お志日を脱ゝ脱ゝ抜ける越後を
ゝ信義し陸ゝ国印ちゝ長
ゝ信ちゝ国印ちゝ長
ゝ信ちゝ国印ちゝ長

[illegible]ハ光洋寺ニテ会ス、地方[illegible]を[illegible]
を立ツ十名[illegible]
[illegible]
き居らさりしも仍テ[illegible]
[illegible]

七日

書ヲ北浦原郡村有志者の請求ニ応シ
同所ニ政談演説会を[illegible]の約あり[illegible]
[illegible]ニ[illegible]会を[illegible]の期日[illegible]
帰港を待つ古通信あり[illegible]を以て[illegible]会の
事を中送り朝来後事と森山と高城し正
午村上を送し薄暮下条ヘ帰る

八日

下条を発て[illegible]帰る樋口玉井等皆[illegible]在ら
を高城員会の下相談を為さる由なり出社く
論を草す、諸政友の信書を接す

九日

出社事を處す樋口[illegible]十塚本同内藤兄玉等と
高城員会ニ附すべき議案を調製す同
好会も創立次来催[illegible]一回一千円未満の寄
附金を義捐集せるのみ其後[illegible]寄ら樋口
の名義ニて金円を他[illegible]三千円の負債を
見ること至れり[illegible]塾の追悪せる今日殊
ニ拾年競年ニ冬郡の往[illegible]付れも多端

る今日の事なり三千四人金を拾集せしに容易
の事なるべし然る北堂の負債を合まで
債却の法を立てもおもぎなるべし本印の
失策の相違なるきもこれを北陸債却也
るのあるべしいま方法なく然
局迷惑を極む一人の帰郷する外なきを以
つて、日之助なる郡の負擔なしたるの業
を立てなり多くの負擔を出なる郡へ云る
四の上り来して輕き負擔とこれ上をなるへ
実際北金を一時取立つるなる小洲
うなれども先々衆議の間ふ上を止むを得ず
と議決なり坂に玉井両人理事を辞せんと

とを申出てなりこれも衆意業務の振ハさ
るより度慨なるの故なるべし欲田却の事
共なる山田一郎氏金三百円の候補を
辞しとなる然れとも野沢の候補を
なる報し越なり坂に等なる所無人迄りと
りとの事なれども来務でなまのみあるの事
流金体の為めなるもの那なる
十日
同好会伊藤中より商議会を開く各郡より
来会なるこの四十名業務者の多きを
りしハ郡議会の提案なる議会の議
岸の件意見を述べ有の趣今まで通

知書を出したるの故なるべし先つ
頃の儀切の古案を減じ減俸減膳
[illegible]も減ずるを以て延
ばして鍋茶屋の配会を為し終りて
扨に宮崎仁作と再思相談の上欠落
を差し扨に解の分減補を定むる
言あり之れを断念せしめんが為めなり扨
口も一身上色々情実ある余も知れざる
あり[illegible]後と差し本印の為に任ある重立
ちたるものを集会所の為扨を示せば
一般完景の気を折くの実あれば扨の意
のみくさる能わざるハ海の事なり仍て

得失を討論し満足を加えて決せんと仍て
を如しとおもう

十一日

体口の所なる引続き俗なる高減なるを
為く完なるべし内藤と俗なるの為なる内藤
曰く所なるのみき減なるの扨抜なるハ海藤栗
の通り完なるを以て吉なりとなる多の金
を差る方法なるべしハ今日俗なる地の万橋
とあるの実なれ共元なるハ冬邪と特
お活利を為きなるを為り万橋金乾の
決議を得り入るいけを為ん
気の新を公邪と云へるべ

又百姓方会の議論もなかなかに云々金
し[illegible]に面白きことなり[illegible]
郡議論なくと各お[illegible]
議論の意を表し[illegible]
八四郎なる者を[illegible]
本印紙持の方出業者等を[illegible]
不ちなく夜[illegible]
田中[illegible]と行[illegible]立[illegible]
[illegible]三郎の村衆[illegible]
為さんとのことに[illegible]
他古志郡[illegible]
脱する[illegible]

郡の長補者兵角意を決して[illegible]
日を[illegible]
きを見[illegible]
さん[illegible]
京を[illegible]

十二日

小[illegible]
事を[illegible]
候補者[illegible]
[illegible]と評決する[illegible]
く[illegible]
も老村[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

代日を待つて余の身を取りて西より
得来たるも余先し候補を為さず第二区
八反崎川の喫煙所とする所もく徳堂
の為めに勝利を利さること事となるべんん
を立つの為めに得来たるに余この得来
るべりて七時来たるに富士を取る取る
も代日を敷くに得来たると言を決
したるも快くも出まず仮し林市郎
の来たるまで高を高あるを決して河を渡る三浦
言葉を流を
十四日
西鐵来流決刻うしてたる書くべき通村の

流決をなす陸の絵あり十時代表を投
川原之中新聞を見る来りて曰く流る
新聞の山田一郎氏を迎て流を分村
分をあくの事云うべんん準備中
ちうの絵山田氏来来為ちんんいも
の氏を為をくく入流をなる為面の戦
あんやんて氏費及の事をを出分を先
く余は北前の事の為を他はしき分を
持て再四為をんんぞ中ん氏已むを
を仕言を為しを取る玉井氏を宿を玉井
余の身事を先仕中庸の事為分を
神田を為をの決心を先く余之を雖

[illegible]
十五日

[illegible]
[illegible]
[illegible]

ゑて秘うゑ金の心事を出げ運動
費を字ふゑ清ふんとを抜出家人
の書を持を、上野東海寺に行き山
四一ヶの雲霧く掃を急ぐ者多し
くの必要出来行日来を待たり
待居のもよ」とあり、一旦い居るの左補
をおしたるゑ又出方ハ詰れし来り
たるものと見由、さんハ兄の来るハ元
来るきゑ仮ち詰ハ、さんもきゑと
云めくし

十七日

小梅上野屋敷飯寺東訪、数通の信

書を読め請ゑ投ぜ、衆議浅浪久拝
学の期会て迄る若し躊躇ゑ存る
ときゑ此方の抜きゑ立下ゑ走るとん仁
ハしく考ゑ最とんゑ明ゑゑ小梅
上屋敷ゑ行ゑ記の事を伝居し家
言を決しも北藩ゑ帰ハ入りきゑく
ハ行ゑの内ゑ出ゑ方潜来を考ゑ
様ゑ安く悔る

十八日

新芝田、拙く書日芝酒ゑ作内屋敷ゑ
部ゑ高浅ゑ金ゑゑゑ日き運動上の家針
を拝領し且つ金ゑ浅ゑ補拝

[illegible]
[illegible]
[illegible]

来信拝受の言を俟て

二十二日

新嘗祭の趣き伺ふ為め能代帰京

芳子今朝清隆院殿に部屋を与へしめ

書を書中附せり拝受仕候

大阪芳子より拝を立て摩播州の若み

在留中より西山兄の書を送られ差

し先きに村上氏より来る今二書を

ゆるせり内々海道巡幸の旨

く

御中誠に通て恐入候情況を

歓悦の至りに御座候併し未方針の定

め立たざるに先だし七國分捕等の次

第のみ取り及書と雖も不相成目下の古好

極まりなき御事なれども幸福

のと存じ御承知の通り自由大同盟国の

三党自下後来の行動より外形上家

分欲の通令あれ可申ケ世上家党

の気勢上立る相変さる事無之事

嘆ぜ海内相変れさるのみ勢力今発も

なる至らざるの時勢力を磨き

ゆへの御なるべく而

実地に敵する所研究

なんぐ九州へ

想をなすもの大臣より以下二三の人物に
至る者自身に於ては地位の如何に
見拘らるものなく一切地位士族の如
ハ何れも最初政府の方針に対して
三人の手下ハ可なり改進党の方針に対して
其事を以て彼等ハ同一の行動を
政府党と称して連合して運動をなし
く帰せらるゝ其結果着実なる方
便を以て政府党を攻撃せらるゝの目的を達せ
もらるゝ又所謂世論なるもの
向背の如きの為に為すあるも今しく迄
全く之れを制し其改進主義の目

的を達せらるゝ都合となりたる者
の数を二分半大同二分半自由二分
三厘二分政府党一分と之れを大お
なん大同自由両党国の中着実のもの
半分あるとせば即ち三党の合計六分
半の中三分二りハ着実派にして之れを
を当の二分半を過半数を以て政府党
過半数を以て政府党ハ六分即ち
三厘の多数を得て政府党に対して八分強
ケ所ます〻ハ之れを落を以て
捷てハ内閣其の総辞職を以て
可歟極力なる者ハ

[illegible]

高山先の孫[illegible]年[illegible]家[illegible]
[illegible]近来[illegible]流の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]八[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

の御書和をなとの事紙の仕て候事
せの通和さるなとい免ものいい合
御方と斯くしても用文の情とし
て出さるる思ひさんぞうこの文海
るかへり思ひ深て拾仁方法面和
思ひ過もなる御先の義余国より内義を
まもなるなも先行用の文なる先方と
吟味法なと通和をけるかかきん
余の義なるし利度思ひ能なる方
唯に北義多の中て人面まと第う法の
断必なる書場る思ひます通
今を深しなるも若しなるて市もの郷

を助過ありしなるなるなる
るなるなるい余生
ちんやはつた余へ和の芸なるの
一方とあるなるを拾て方余の文意
も又方志者の拾しなる余まて
方法を面方をなるくなるの意とんら
バ方先者の志義の拾拾なるん明方
るるるこん余なの主武の思ひなる方学
る文意を筆拾なるも仕なるる志者の志
義を国志せなる余う拾なるる
針説なる方の文思ひ先ら改なる
先きなる御方なるる

故に此書の節々も余の心に来たり訪ひ
余の財産をも又縦横に唯だ学問と市中
の職とを以て為すあるべきのみ断然其補
を求めたりとの意を決して偶〻高官
表一印の位を以て為すべきを而して
辞退し来りこれを任ずるを書
左の如し
曰く汝に市島謙吉を任ず別表達の高等
の上用掛を以て忠実に勤務せよ
七月廿日上通知 内務大臣 伯爵 伊藤博文
代理 内務次官 子爵 芳川顯正

此数句は五年の書面より議会の刺激
を余に与へ脳中に浸入し余の最も忠
実なる能く彼の意を解
実なりしを知りて
なりしを而して彼の初め旅館に
一臂の力を假さんと
る此の書の如く人に彼は初めの決心を変
なりしの彼の現職
拒絶せ
の職を去らんと欲
る市中の職を変
唯だ衆論所許の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
金くの事なれ一条ニ付弾の[illegible]
り衆[illegible]門[illegible]
金ハ先[illegible]婦[illegible]
せ[illegible]
てし中一旦他人の[illegible]
をかく[illegible]
徳[illegible]上[illegible]
再[illegible]
し今最ハ交[illegible]金[illegible]再[illegible]補ハ立[illegible]
[illegible]の中[illegible]の候補
を[illegible]

[illegible]
[illegible]
しハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

二十四日

[illegible]

港を新さんと云て或人第二区今宮の
反対を招うんと新聞紙に起し
此為余の第二区の志
と本印を出さんの場合を生ず
論旨の所に新聞紙起き海外の衝
の事なんとを論じて云る余の此の中
云ハ此事の決心を可
とする事なり
迅速を本印の敢行
再ひ候補を立んとを
を願ふべしみ又
候補者たるを辞くるとを或人
新聞紙地方人の書り余へ唯此為只徒

義し第二区有志者の為めに堤防
外あらんと余に出きるとる法
る一あ大
余に決
所を詳細の調べ
山の寝に
人言山
余は
を
を上の書
廿七
書
所
義し第二区有志者の為めに堤防并ちの
外あらんと余に出きるとる法
る一あ大
余に決
所を詳細の調べ
山の寝に
人言山
余は
を
を上の書
廿七
書
所

[illegible]十四日[illegible]なれども、板にの書き
[illegible]を書中ハ[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

陸行せざるべからざる由にて喫驚致し候
向けて出発を村上に通知したるに八日午前四時
頃なるべし坂川義四郎を伴ひ午前四時
に西郡の行場なる新泉寺に到着
改めて「実説」と題する演説を試みたり
聚者の手前もあるべき起立を強ひ
此処に六日迄滞在せしに侵さるるものと見え始め
実に七転八倒の苦痛なりし村長
七度目の行場なる鶴ヶ岡に
到し村上に到着する時の土砂降雨
十七日
四井元三郎を訪ひ議員撰挙の

事及び村上同盟者の義務を説き
状態を述べ去る四日を起点として
もって又要を簡に結局四井の説のごとく
と立ての村上入り
陸奥行を一変の行程
者の集会と称し
の方法を変更
十八日
青の長田三郎
三郎の
坂川
山内

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一他の改革を耐えたる迄なれども
なほ未だ三人とも如何ともなし
法皇は時を見て始めて
一策をあまもて曰く十人の人数を
や、出海の如し然れども其後代りを求め
度々ありしかども在不決の列座
新々発しの重の人数列座
却力なし後に一応を出
せ方最も必なるの戦争にて一応相ケ
授四井氏を推さんの列座定まる
連署しんらさ又さ此を採定せ
し後の事を甘んじたるの

一法皇はうこん宮より抜け上洛しなと
なりたるなれども此上の列座の面
の代りくきくなりしもの思もして元面
受取ものの旦つ即内の宮は
新宮の法師を少きなかとう筥と
井芋より少しうるの宮ひと二宮
芋は芋うるの方のあるの中を属し
たりうたる宮
或は新宮の心を行を知あり其者
場を変ぐきものの者の性質せ他のこ
のまゝの引抜り上必ず中を特に於
芋の家落を宮うんさて大りて来らくの

利を[illegible]
りて[illegible]就て[illegible]一二件[illegible]
[illegible]
日表[illegible]
[illegible]
上の[illegible]
[illegible]
[illegible]

けれハ兎角の角法ハ[illegible]と思ハれたり

廿九日

有志者と信[illegible]の仕[illegible]の手[illegible]

[illegible]ハ[illegible]金を四[illegible]

[illegible]

[illegible]

より千郎を聞くしまうまを死ぬもんと
を金まい思ふ所あり老ゝゝ其死命を
見定いさしむ、信濃後今後ゝとする板
紙川信濃国芋の芋井の赤ゝ庄
しゝ次郎の学術信濃後今後陸むこの
為めゝ考う金人ゝ来ゝ山田一郎先来陸
の約あれば下ゝ学ゝの書ゝ梅
を山田ゝ信濃ゝ書しゝとゝ赤ゝま
らめゝ学ゝ昆田の書ゝ梅を運
動ゝ人ゝ千ゝ山の手ゝ送ゝ今ゝ紙
ゝ家人の書ゝ梅を

廿一日

昆田文次郎の書ゝ接を元仰を信濃ゝ学
上野後ゝ芋ゝ事ゝ梅を西村鉄ゝ今を
沙三情学考ゝ事ゝ学ゝ人ゝ学ゝ通和
ゝ学ゝ学ゝ仏教の体を信しゝ且つ学ゝ先生
士板聘契約の事を託を、西村昨ゝ書ゝ
ゝ多地黙雷の信後ゝ体ゝ言信を梅を
黙雷ゝ月の仏後ハ来ゝ郎ゝ教ゝ学の後
学ゝを学ゝ不可ゝ学ゝを痛海しゝ越ゝ
し信ゝ中海道流の梅牛田意ゝ学ゝ大
同流ハ少ゝを唱ゝ一梅の絶梅ゝ意
き起しゝ学ゝを学ゝ黙雷の月ハ学
の体ゝ学ゝ学ゝ学ゝ学ゝ学ゝ学ゝ

[illegible]

欽市島久三郎没し、飯山村の政法
説人云る除もいとなく、益田、能川、[illegible]
宮を、西村に、平切の極内の書を高し
来る、拝見するに、同姓人名と政社と混
[illegible]
[illegible]
同姓名人如此紛乱の弊を如
[illegible]
社とも[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○

六月一日

喫飯後新巻四[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

六月廿五日ちんとて決定、山田氏金力を
金の拠産区に移さんことを願ひ、同志者
共不一方ならざる一旬間を経て漸く
ようやく決定、大和山田と共に山方と接
続せる村上、義重を、志賀重と接を
二日
山田氏と移転を協議し野舞市
寺内移転の議決を生ず山田氏と同
を六月廿五日に移転の為
信後ようやく成る

以下全て

白紙